

第五節 郡区町村編制法による郡と町村

地方三新 大区・小区制によって旧来の町や村は行政区画としての性格を失ったが、祭祀・水利・入会な

法の制定 人々の日常生活や生産活動などは、依然として町村を単位として営まれていた。長い歴史

と慣行に裏づけられた町村の自治的機能を、上意下達の大区・小区制が果たすことは不可能であったといえよう。小区内の町村には総代が置かれ、住民への布達の周知など上意下達の職務を担うと共に、他の一面ではそれぞれの町や村を代表して各町村の自治的な機能をつかさどっていた。総代には各町村の有力者や名望家が選ばれており、これらの総代層が地租引き下げ・国会開設要求運動などを通じて自由民権の反政府運動に結集される可能性があった。こうした状況のなかで一八七八年（明治一一）三月、内務卿大久保利通は「地方体制改正之儀」を上申し、大区・小区制の廃止と旧慣による地方区画の復活を建議した。大久保はその実現をみないうちに暗殺されたが、右の上申は太政官に設けられた法制局で審議され、その結果同年七月に郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則の地方三新法が制定公布された。この三法は、近代的な地方制度として明治政府が制定したはじめての法律である。地方体制に不十分ながら住民自治の機能を取り入れることによって、地方財政と地方有力者の体制化を図るねらいも持っていたといえよう。郡区町村編制法によって、

それまでの大区・小区制が廃止され、府県―郡・区―町村の新しい地方体制ができ上がった。

復活した 郡区町村編制法で政府が示した新しい地方制度の概要は次のようなものであった。

郡と町村

(一) 地方を画して府県の下に郡区町村を置く。

(二) 郡・町村の区域、名称はすべて旧による。

(三) 郡・区には郡長、区長各一名を置く。

(四) 町村には各町村ごとに戸長一名を置く。

(五) 郡や町村の区域が狭小な場合は数郡に一名の郡長、数町村に一名の戸長を置いてよい。

こうして大区・小区制が廃止され、一八七八年(明治二)郡と町村が再び行政区画として復活し、兵庫県下は一区三三郡と三二〇〇余の町村に編制された。郡と並ぶ区は県庁の所在地など大きな市街地が旧郡から独立して設置されることになったもので、兵庫県下では兵庫・神戸の両市街地が合併して神戸区となった。

郡については数郡に一人の郡長を置くことが認められたため、県下では一区役所と二七郡役所が設置され、それぞれに区長郡長が政府から任命されて配置された。但馬では二郡に一つの郡役所が設けられ、城崎美舎・出石気多・養父朝来・七美二方の四郡役所が設置された。

郡長の職務は徴税・徴兵・教育・諸願届の処理・戸長(町村)の監督・官有林の管理などと定められ、大久保上申にあった自治的な性質は無視されている。

また、郡区町村編制法では一町村に一人の戸長を置くことが原則とされていたが、数町村に一人の戸長を置くことも認められていたため、経済力の貧弱な但馬地方では、例外なく数町村を組み合わせて一人の戸長

を置くことになった。当時兵庫県下の町村の数は三二〇〇を越えていたが、実際に置かれた戸長はその数を下回り二八〇〇余人であったといわれる。戸長役場は戸長宅に置かれるのが通例であった。

出石気多郡 郡区町村編制法は、各府県の実情を考慮しながらできるだけ速やかに実施することとされた役所の発足 が、兵庫県が諸準備を終えて郡役所位置並びに所轄を布達したのは一八七九年（明治二二）一

月八日であった。そして同一三日付で旧出石藩士の西山員直が出石気多郡長に任命された。西山はそれまで第二大区（出石郡）・第一大区（城崎郡）・第三大区（気多郡）・第八大区（美含郡）の各大区区長を兼帯していた。

西山は桜井勉に近く、一八七一年（明治四）の廃藩前後出石藩・出石県の大属として藩県政の中枢にあったが、出石廃県後の一八七一年一二月、桜井が松山県権参事に登用されると、少し遅れて松山県典事に任命されている。そして、一八七二年にいったん本官を辞し、一八七四年（明治七）春、桜井が租税寮を経て地理寮出仕に転ずると、同寮一〇等出仕として東京に赴任し、同年秋には豊岡県一〇等出仕として但馬に帰っている。出石―但馬への影響力を保とうとする桜井の意図と西山の帰但意向が一致したものと思われる。西山は、



写真 46 晩年の西山員直
（出石神社提供）

豊岡県ではほぼ一年の本庁勤務のあと、気多郡・丹後国各小学区の学区取締、丹後国内の大区副区長、区長を歴任し、一八七七年（明治一〇）一月には、豊岡県併合後の兵庫県から但馬国第二大区区長に任命されて出石に帰っている。その後同年中に第一・第三・第八の大区区長を兼帯したあと新設の出石気多郡長に任命されたのである。そして一八九一年（明治二

四)まで同郡長の職にあった。

出石気多郡役所が出石内町一三番地の旧第二大区区務所に開設され、執務を開始したのは同年二月三日であった。郡役所は当然のことながら旧大区の事務を引き継ぐことになる。執務の開始に先だって、気多郡にあった旧第三大区の管理する事務と一切の器具が二月三日に出石校内に設けられた「旧第三大区事務取調所」に移され、新郡長へ引き継がれた。

復活した町村と 郡区町村編制法では一町村に一人の戸長を置くことが原則とされたが、数町村に一人の戸長を置くことも認めていた。経済力の貧弱な但馬地方では、例外なく数町村を組み合わせて一人の戸長が置かれた。戸長役場は戸長宅に置かれるのが普通であった。

一八七九年(明治一二)一月一日、兵庫県は出石・気多・養父三郡の副戸長に対し「戸長申付候、受理村々へ従前の通、可相心得候事」と達し、その廻達を命じている(西村家文書)。なぜこの三郡に限ったのか明らかにし得ないが、大区・小区制下の受理副戸長が従前そのまま数村を管轄して戸長に補任されたことは確実である。発足当時の戸長とその管轄町村は、それを明示した資料がないので明らかにし得ない。一八七六年(明治九)一二月に提出された租税米納願に受理副戸長として次の氏名が記されているので、管轄村名と共に列記しておく。

千野十左衛門 細見村・福見村・暮坂村

国村又右衛門 上野村・日野辺村・桐野村

芦田帰一 鳥居村・尾崎村・森井村・中谷村・丸谷村・大谷村

伊藤唯八 鍛冶屋村・上村榎見在

宇野文右衛門 伊豆村・福居村・嶋村・三木村・片間村

この米納願(写)は、前記村々の分しか残されていないので郡内全域の状況を知ることができない。しかし、一戸長役場の管轄するおよその村数は推察できよう。なお、前記五名のうち芦田・伊藤・宇野の三名は、居住地外の受理副戸長に任命されたもので、伊藤は旧藩士族である。政府は、戸長はなるべく住民の互選に基づいて選び、辞令は県令から渡すよう指示していたが、出石郡における実態は明らかでない。先の西村家文書によると、従来の受理副戸長を一方的に戸長に任命したことがうかがえる。

なお、長良家文書によれば、受理副戸長の制度が設けられた一八七六年(明治九)二月に、長良三郎が第三小区の受理副戸長として、宮内村・坪井村・袴狭村担当を命じられ、一八七八年一月七日に第六小区の島村・福居村・片間村・伊豆村・三木村の受理副戸長に転じて、同地区の学校世話懸兼帯を命じられている。

このことから当初の戸長役場は一人の旧受理副戸長の担当区域か、小学区もしくは一小学校を校区とする小学区の聯区れんく単位に置かれたものと考えられる。いまのところ、その全容を示す史料が見当たらないので詳細は不明だが、旧第二大区の出石郡では二〇前後の戸長役場が設けられていたことになる。

旧城下の町々は小区当時の単位で二つの戸長役場にまとめられた可能性が強い。

新任の戸長は、在地の者に限ることなく受理副戸長と同じく旧藩士族のなかから任命されることもあった。戸長役場の名称は他地区の例によれば、戸長役場の所在地と管轄村数を示して〇〇村外〇ヶ村戸長役場と呼ばれていた。

また、戸長の職務について、政府は一八七八年七月二九日付で布達された府県官職制のなかでその概目を示し、布告布達を町村内に示すこと、地租及び諸税を取りまとめて上納すること、戸籍のこと、徴兵下調べのこと、地券台帳のこと、救恤・表彰関係の具状、就学の勧誘、町村内人民の印影簿の整理、諸帳簿の保存管守、官費・府県費に係る河川・道路・堤防・橋梁などの修繕保存に関する利害の具状などとしている。なお、同年七月二二日付の太政官達「三新法ニ関スル施行順序」で、戸長は前記の行政事務に従事すると共に、町村の理事者たる性質をもつものと規定し、戸長の給与などの戸長役場の費用は、地方税（県費）で支弁する額と町村協議費で支弁する額をその事務に応じて区分するよう指示している。こうして町村には行政区画のほか、独立した自治団体としての性質を付与したのである。

こうして発足した戸長役場と戸長の数は全県下で二四八四を数え、地方税支出（県費）のうち三四パーセントが戸長役場費に充てられていた（『兵庫縣百年史』）。

戸長役場管轄 一八八〇年（明治二三）四月、政府は郡区町村編制法に例外規定を追加し、内務卿の認可を

区域の拡大

経て郡区町村の区域・名称を変更できるとした。兵庫県は同年六月の布達で、一戸長役場の管轄区域を市街は一〇〇〇戸以上、村落は三〇〇戸以上六〇〇戸以内に拡大するよう布達し、同年七月一日の実施を指示して連合戸長役場制をとることを明確にした。これは、町村の「区域狭少ナルトキハ限アル地方税ヲ其費途支ニルヲ得ス」として、当時地方税支出の三分の一を占めていた戸長役場費の節減が目的であった。

この指示に従い、出石気多郡長は同年八月一日付の郡第一一号で戸長役場番号並びに位置を定めて管内に

布達した。西村家文書によると、出石郡内の戸長役場とその管轄区域は次のとおりである。なお、村数は記されているが具体的な町村名は記載されていないので、推定して（ ）内に記した。

第一戸長役場

内町外三ーか町村（内町・材木町・谷山町・伊木町・入佐町・魚屋町・東条町・鉄炮町・宵田町・本町・八木町・小人町・田結庄町・柳町・川原町・松ヶ枝町・馬場町・出石町分・寺町分・弘原町分・水上村・長砂村・細見村・荒木村・福見村・暮坂村・福住村・鍛冶屋村・中村・上村・奥山村）

役場位置出石町 戸長 鈴木直砥（土族）

第二戸長役場

畑村外五か村（寺坂村・畑村・水石村・桐野村・上野村・日野辺村）
役場位置桐野村 戸長 国村又右衛門

第三戸長役場

口矢根村外一〇か村（口矢根村・奥矢根村・出合村・南尾村・出合市場村・日殿村・河本村・西谷村・天谷村・三原村・唐川村）

役場位置口矢根村 戸長 浅沼松之助

第四戸長役場

小谷村外一ニか村（小谷村・正法寺村・平田村・栗尾村・相田村・佐々木村・佐田村・久畑村・後村・東中村・小坂村・大河内村・薬王寺村）

役場位置栗尾村 戸長 大橋安之助

第五戸長役場

坂津村外一六か村（坂津村・赤花村・中赤花村・奥赤花村・畑山村・日向村・東里村・木村・太田村・西野々村・高龍寺村・坂野村・中山村・虫生村・口藤ヶ森村・中藤ヶ森

村・奥藤ヶ森村)

役場位置中山村 戸長 今井甚兵衛

第六戸長役場

坪井村外四か村 (宮内村・坪井村・袴狭村・口小野村・奥小野村)
役場位置口小野村 戸長 浅井重成 (土族)

第七戸長役場

森尾村外九か村 (三宅村・森尾村・立石村・香住村・下鉢山村・上鉢山村・長谷村・倉見村・奥野村・穴見市場村)

役場位置三宅村 戸長 斎藤新右衛門

第八戸長役場

三木村外一二か村 (安良村・田多地村・伊豆村・福井村・島村・鳥居村・尾崎村・森井村・中谷村・丸谷村・大谷村・三木村・片間村)

役場位置島村 戸長 佐久間由豆流 (土族)

第一戸長役場の管轄町村数が三一と他に比べて多いが、これは県の示した市街地一〇〇〇戸以上という規準に適合させるための措置であらう。

また、兵庫県はこのとき戸長選挙法を改定して、新編制の区域内で戸主を有権者とする記名投票の公選を指示したが、代選人による代理投票や、数名の有力者で戸長を選定したところもあったといわれる。郡内で旧土族の就任が目だつのはそのことを示すものであらう。

なお、各町村には戸長の事務処理を補佐する惣代そうだいが置かれた。

戸長役場管轄 一八八一年(明治一四)六月、兵庫県は先に示した戸長役場の管轄区域に関する規準を緩和

区域の是正

し、同月三〇日限りに配置更正を願い出るよう布達を發した。地方の実情を無視した規準に対して県会筋からの異議申し立てがあったからであろう。この改正で、一村で戸長役場を立てることも認めることになったが、一〇〇戸未満の町村はなるべく他町村と連合して戸長役場を設置するよう付記している。これに応じて、一〇〇戸未満の町村が単独で戸長を設置するよう嘆願したこともあったが、ほとんど認められなかった(『兵庫県町村合併史』)。

旧出石気多郡役所文書と思われるものごとく一部分が小幡謹一郎家に所蔵されており、そのなかに郡内の各戸長から郡長にあてたもので、一八八二年一〇月現在の各町村議員数を報告した文書がある。それによって、このときに是正された出石郡内の戸長役場管轄区域と戸長名を記しておこう。

出石町組戸長役場 戸長 岡部久洋

谷山町・材木町・魚屋町・東条町・内町・八木町・本町・宵田町・田結庄町・小人町・柳町・河原町・松枝町・馬場町・伊木町・鉄炮町・入佐町

寺坂組戸長役場 戸長 大友晋

寺坂村・水石村・畑村・日野辺村・上野村・桐野村

口矢根組戸長役場 戸長 浅沼松之助

口矢根村・奥矢根村・出合市場村・南尾村・出合村・三原村・唐川村

相田組戸長役場 戸長 関上庄三郎

栗尾組戸長役場

相田村・日殿村・河本村・西谷村・天谷村
戸長 藤井貢

久畑組戸長役場

栗尾村・平田村・正法寺村・小谷村・佐々木村
戸長 大橋安之助

赤花組戸長役場

久畑村・後村・東中村・小坂村・大河内村・薬王寺村・佐田村
戸長 能勢平八

畑山村戸長役場

赤花村・奥赤花村・坂津村
戸長代理 今井某

太田組戸長役場

畑山村
戸長 井上九郎左衛門

中山組戸長役場

太田村・木村・西野々村・高龍寺村・日向村・東里村
戸長 渋谷謙三

宮内組戸長役場

中山村・虫生村・坂野村
戸長 倉品多都志

倉見組戸長役場

宮内村・坪井村・袴狭村・口小野村・奥小野村
戸長 富森新右衛門

倉見村・上鉢山村・安良村・田多地村

嶋組戸長役場

戸長 宮谷信次郎

嶋村・伊豆村・福居村

小坂組戸長役場

戸長 野村伊助

鳥居村・尾崎村・森井村・中谷村・丸谷村・大谷村・三木村・片間村

水上組戸長役場

戸長 鈴木直砥

水上村・長砂村・細見村・荒木村・福見村・暮坂村・福住村・鍛冶屋村・中村・上村・奥山村

旧第一戸長役場が出石町組戸長役場と水上組戸長役場に分割されたのをはじめ、出石郡内の戸長役場数が八から一七に増加している。戸長も制度の改変に限らず本人の都合その他時に応じて任命替えが行なわれていたが、管轄町村外に居住する旧士族からの選出は依然として行なわれていた。

なお、戸長役場の名称は戸長役場所在地の村名を付して「何々組戸長役場」と称されている。

戸長役場区域の再 兵庫県は連年の赤字財政に対処するため、一八八三年（明治一六）六月一日付の布達で、拡大と戸長官選 再び戸長役場管轄区域の拡大を図り、七月一日付で実施した。同布達の出石郡に係る部

分は左記のとおりである。

出石郡

内町・材木町・谷山町・伊木町・入佐町・魚屋町・東条町・鉄炮町・宵田町・本町・八木町・小人町・田結庄町・柳町・川原町・松枝町・馬場町

右一区域トシ役場ヲ出石内町ニ置出石組役場ト称ス

口矢根村・寺坂村・畑村・水石村・奥矢根村・出合村・南尾村・出合市場村・日殿村・河本村・天谷村・西谷村・相田村・小谷村

右一区域トシ役場ヲ口矢根村ニ置口矢根組役場ト称ス

栗尾村・正法寺村・平田村・佐々木村・佐田村・久畑村・後村・東中村・小坂村・大河内村・薬王寺村

右一区域トシ役場ヲ栗尾村ニ置栗尾組役場ト称ス

中山村・坂津村・赤花村・奥赤花村・畑山村・三原村・唐川村・日向村・東里村・木村・太田村・西野々村・高龍寺村・坂野村・虫生村・口藤ヶ森村・中藤ヶ森村・奥藤ヶ森村

右一区域トシ役場ヲ中山村ニ置中山組役場ト称ス

安良村・奥野村・穴見市場村・三宅村・森尾村・下鉢山村・香住村・立石村・長谷村・奥小野村・口小野村・袴座村・宮内村・坪井村・田多地村・倉見村・上鉢山村

右一区域トシ役場ヲ安良村ニ置安良組役場ト称ス

鳥居村・島村・福居村・伊豆村・尾崎村・森井村・中谷村・丸谷村・大谷村・三木村・片間村

右一区域トシ役場ヲ鳥居村ニ置鳥居組役場ト称ス

鍛冶屋村・水上村・長砂村・細見村・荒木村・福見村・暮坂村・福住村・中村・上村・奥山村・上野村・桐野村・日野辺村・谷山分・寺町分・出石町分・弘原町分

右一区域トシ役場ヲ鍛冶屋村ニ置鍛冶屋組役場ト称ス

この改変の結果、兵庫県下三三郡に三九六の戸長役場が設置され、平均して八町村に一つの戸長役場が置かれることになった。当時の出石郡は町村数一〇六、戸数五七〇九、人口二万六五七九人を数えたが、そこに七戸長役場が置かれ、町村数でみれば一戸長の管轄区域は県平均を上回っている。なお、この改変によって、戸長役場の名称は、役場所在地名を冠して鍛冶屋組戸長役場のように統一された。従前の出石町組戸長役場は出石組戸長役場に変更されている。

その後、政府は一八八四年(明治一七)五月に、戸長の官選を布達し、同時に区町村会法を改正して戸長の権限を拡大し、末端行政に対する統制を強めた。一八八一年(明治一四)末に一八九〇年(明治二三)国会開設の詔書が出て以来、戸長の政党所属が進んだからである。出石組戸長の岡部久洋も改進黨系の団体に属して活発な政治活動を行っていた。

政府はまた戸長官選を布達すると同時に訓令を発して、一戸長役場の所轄区域については五〇〇戸以内、五町村以内にとどまる連合を認める方針を示した。更に同年六月、この規準をゆるめて五〇〇戸以上であっても五町村以下、または五町村以上であっても五〇〇戸以下であれば連合して戸長一名を置くことを認めることに修正した。しかし、兵庫県では一八八三年七月にこの訓令にはば合致する再編を終えていたので戸長役場管轄区域の変更は行なわず、一八八四年一〇月から戸長役場の呼称のみを、役場所在の町村名を冠して外何か町村戸長役場というように変更することとした。その結果、「出石内町外一六ヶ町戸長役場」、「鍛冶屋村外一〇ヶ町戸長役場」のように変わった。その後、一八八六年(明治一九)六月に改めて県布達によって戸長役場を告示したが、出石郡に係る部分は次のとおりである。

出石郡

内町・材木町・谷山町・伊木町・入佐町・魚屋町・東条町・鉄炮町・宵田町・本町・八木町・小人町・田結庄町・柳町・川原町・松枝町・馬場町

右一区域トシ役場ヲ出石内町ニ置出石内町外一六ヶ村戸長役場ト称ス

寺坂村・畑村・水石村・口矢根村・奥矢根村・出合村・南尾村・出合市場村・日殿村・河本村・天谷村・西谷村・相田村・小谷村

右一区域トシ役場ヲ口矢根村ニ置口矢根村外一三ヶ村戸長役場ト称ス

正法寺村・平田村・栗尾村・佐々木村・佐田村・久畑村・後村・東中村・小坂村・大河内村・薬王寺村

右一区域トシ役場ヲ栗尾村ニ置栗尾村外一〇ヶ村戸長役場ト称ス

坂津村・赤花村・奥赤花村・畑山村・三原村・唐川村・日向村・東里村・木村・太田村・西野々村・高龍寺村・坂野村・中山村・虫生村・口藤ヶ森村・中藤ヶ森村・奥藤ヶ森村

右一区域トシ役場ヲ中山村ニ置中山村外一七ヶ村戸長役場ト称ス

奥野村・穴見市場村・三宅村・森尾村・下鉢山村・香住村・立石村・長谷村・奥小野村・口小野村・袴狭村・宮内村・坪井村・安良村・田多地村・倉見村・上鉢山村

右一区域トシ役場ヲ安良村ニ置安良村外一六ヶ村戸長役場ト称ス

島村・福居村・伊豆村・鳥居村・尾崎村・森井村・中谷村・丸谷村・大谷村・三木村・片間村

右一区域トシ役場ヲ鳥居村ニ置鳥居村外一〇ヶ村戸長役場ト称ス

水上村・長砂村・細見村・荒木村・福見村・暮坂村・福住村・鍛冶屋村・中村・上村・奥山村・上野村・桐野村・日野辺村・谷山分・寺町分・出石町分・弘原町分

右一区域トシ役場ヲ鍛冶屋村ニ置鍛冶屋村外一七ヶ村戸長役場ト称ス

また、兵庫県では一八八六年三月に惣代設置手續そくだいき及び惣代取扱事項を定めた。これによって町村惣代の資格は「私産名望ヲ有スル者」に限られることになった。その取扱事務も諸達の伝達と文書保存・諸上納金の委託納付・戸長の指示による町村事務の遂行などに限定され、惣代や町村の自立性は弱められている。

郡区町村編制法が施行されてから一八八八年（明治二二）に市制・町村制が敷かれるまでの間を、我が国の地方制度のうえで三新法の時代と呼んでいる。

町村会の 郡区町村編制法の施行にともない、兵庫県では、一八七九年（明治一二）四月に町村会規則を公布し、各町村ごとに町村会を設置して次の事項を議定するよう定めた。

- (一) 町村限りの経費で実施する事業とその改廃
- (二) 町村経費の予算とその賦課
- (三) 町村財産の維持・管理とその処分
- (四) 県庁より町村に割り付けられた戸数割税（地方税）の各戸への賦課額

また、議員はその町村内に本籍住居を定め、かつその町村内に土地を所有する二〇歳以上の男子のなかから投票で選ぶこととし、選挙人の資格は、前記のほかにその町村に三か年継続して滞留する男子にも与えられることとした。

更に同年七月、兵庫県令森岡昌純は各戸長に対して、地方税地価割・戸数割税の徴収については、各戸に對する等級賦課の乗率を町村会で定めるよう指令した。これを受けて県下の各町村では同年八月以降相次いで町村会が開催されたといわれる(『兵庫県百年史』)。

但馬地方では、郡区町村編制法施行時から数町村連合で一つの戸長役場が置かれていたが、町村会は戸長役場の管轄区域とは別に各町村ごとに設置されたことになる。

一八八〇年(明治一三)四月、政府は区町村会法を發布して町村会の大綱を示した。県ではそれに基づき改めて各町村に町村会規則の作成を指示した。『兵庫県百年史』によると、県下の各町村では一八七九年の町村会規則をモデルにしてそれぞれ作成したとされる。

この町村会は、兵庫県が数町村連合の戸長役場を制度化した一八八〇年以降も各町村単独に設置され、一町村限りの議案を審議するのがたてまえであった。しかし、出石郡における実態は資料が乏しいために明らかにし得ない。一部に欠失があつて不完全ではあるが、先に触れた『小幡家文書』によつて当時の戸長役場に別々町村ごとの議員数を列記しておく。

出石町組 魚屋町一〇・東条町一〇・内町二・八木町一〇・本町七・宵田町八・田結庄町一〇・小人町五・柳町七・河

原町八・松枝町一三・馬場町二・伊木町一・鉄炮町一・入佐町二(谷山・材木町などの記載部分は一部欠失)

小坂組 鳥居村七・尾崎村四・森井村三・中谷村三・丸谷村三・大谷村六・三ッ木村六・片間村七

水上組 水上村六・長砂村四・細見村六・荒木村七・福見村一〇・暮坂村五・福住村五・鍛冶屋村五・中村一〇・

上村一〇・奥山村九

第2章 近代社会への歩み

ない。

兵衛が県会議員であることなどから何らかの理由で、例外的に一村単独の戸長役場を設けていたのかも知れない。

- 寺坂組 寺坂村八・水石村一〇・日野辺村一〇・上野村一〇・桐野村一〇
口矢根組 口矢根村二三・奥矢根村九・出合市場村七・南尾村五・出合村八・三原村一〇・唐川村一二
相田組 相田村一〇・日殿村四・河本村一〇・西谷村八・天谷村六
栗尾組 栗尾村一〇・平田村一一・正法寺村一〇・小谷村一〇・佐々木村一〇
久畑組 久畑村一一・後村一〇・東中村一〇・小坂村一一・大河内村一一・薬王寺村一二・佐田村一〇
赤花組 赤花村一〇・奥赤花村一〇・坂津村五
畑山村 畑山村一一
太田組 太田村一〇・木村一〇・西野々村一〇・高龍寺村一〇・日向村六・東里村一〇
中山組 中山村一四・虫生村一〇・坂野村九
中藤ヶ森組 中藤ヶ森村一〇・口藤ヶ森村一〇・奥藤ヶ森村一〇
宮内組 宮内村一五・坪井村五・袴狭村一五・口小野村一六・奥小野村二〇
倉見組 倉見村一〇・上鉢山村一〇・安良村五・田多地村八
森尾組 森尾村八・三宅村一〇・奥野村一一・香住村一〇・長谷村一〇・立石村八・穴見市場村八・下鉢山村六
嶋組 嶋村一〇・伊豆村一〇・福居村六

出石郡町村聯合 町会や村会が置かれたとはいえ当時の町村は一〇〇戸未満の小規模なところが多く、土会と郡民惣代 木・勸業・教育などについては戸長役場区域・郡区域など必要に応じて連合町村会を開いて諸費の分担などを議定した。

出石郡では戸長役場の管轄区域内を部内と称し、一つの町村から町村会議員三名が互選されて部内連合会を構成した。一八八四年(明治一七)、安良組戸長役場区域では一村当たり三人の議員を選んで安良組部内町村聯合会を設置している。同年七月三日、安良組戸長役場用掛鈴木安昌は口小野村惣代岡崎治郎兵衛に対し、「同村の部内聯合会議員の選出が、一村内総人民の投票によって行われたことは不都合だから、村議員のみの投票によって選出しなすよう」指示している。また、同じ安良組部内でも小野小学校の校区である宮内・坪井・袴座・口小野・奥小野の五か村は小野谷五か村組合を結成して、小野小学校の維持運営などを協議している。

警察・勸業・教育などについては戸長役場区域にとどまらず、出石郡町村聯合会を結成して協議した。警察・勸業・土木などの諸経費については、県財政の困難から町村に分担させることが多かったため、各町村から戸数・国税額等に応じて経費を醸出し、これを「郡共有金」・「郡金(費)」などと称して各町村をまたがる郡内の諸経費に充てていた。出石郡町村聯合会はこれらの案件を議定し、「郡共有金」の管理と支出は出石郡町村聯合会で選ばれた三名の郡民惣代が担当した。郡民惣代は旧城下・山之内・下郷から各一名が選ばれることが多く、そのうち二名が月番として交替しながら郡役所・各戸長・町村との折衝に当たった。

一八八三年七月に出石郡民惣代宇野文右衛門・今井甚兵衛・本間果の連名で、県令あてに生野峠公園の改

修工費として出石郡人民より金四拾円寄付することを願ひ出ている。一八七八年(明治一二)に生野・津居山間の県道改修が行なわれた際、但馬国各郡から土木補給金を県に醸出したことがあり、一八八三年(明治一六)になってからその余贏金(使いのこして余った金)を各郡へ割り戻すよう各郡の郡民惣代が県令に要望したことがあった。四拾円の寄付は、この割り戻し金の一部か全部を生野峠公園の改修費として再寄付するように県が求めたことによるものであろう。

一八八三年一月に開かれた出石郡町村聯合会の議事録の一部が残されており、そこに記録されている議案と審議結果を記しておこう。

(一) 部内惣代設置の件

町村惣代とは別に、戸長役場管轄区域である部内にも部内惣代一名を置くことを決め、部内惣代が聯合会議員を兼任することの可否はその部内の決定にゆだねることにした。

(二) 三丹置県請願の議

町組出身の議員から消極論が展開されたが、賛成者多数により請願することを可決した。

こうして部内惣代の設置が決まり、郡民惣代の招集による郡内の部内惣代会議が開かれるようになった。これは従来からの町村聯合会と重複する煩わしさがあり、従来からの郡町村聯合会は、しだいに立ち消えとなり部内惣代会議が郡域全体の案件の審議を代行するようになっていった。一八八八年(明治二二)一二月の『出石郡部内惣代会議日誌』によると、同会議には各部三名の議員もしくは惣代が選ばれている。会頭(長)は本間果であった。

議題の一は、翌一八八九年に出石で開催される蚕糸共進会の会場費などの町村別賦課法であった。一六一八日の二日間にわたる審議の結果、所要額二五〇円の内五〇円は別途に市街側が支出し、残る二〇〇円は各部均一に賦課することが決議された。

二番目の議題は、出石に英語学義塾を設けて郡金（町村が分担して支出する郡有金）で維持経営しようとする案で、これは賛成者少数で否決された。他の一件は米作改良の建議案で、原案（不明）が賛成多数で可決された。反対は山之内地区の議員であった。これは地域外への米の流出がほとんどなかったからであろう。各地区の習慣のちがいや独自性を主張している。

議案はいずれも戸長相談会の合議を経て戸長から提案されたものであった。

但馬国各町 各種聯合会れんごうのうちで最も広域にわたるものは、但馬国各町村聯合会であった。これは一八八

村聯合会

〇年（明治一三）に設置された豊岡中学維持法聯合会が改組されたものである。一八八三年（明

治一六）四月に但馬国各郡人民惣代及び戸長惣代が連署で県令に認可を願ひ出て発足した。各郡から町村会議員の互選で三名の議員が選出され、八郡計二四名の議員で構成されていた。各郡から郡民惣代が集まって聯合会規則を議定し、県令の認可を経たものである。その規則によると、「本会ハ但馬国各町村公共ニ関スル事件及ヒ其経費支出徵集方法ヲ議定ス」るものとされ、町村会や他の聯合会と同じように「議案ハ戸長之ヲ発ス」とされている。また、この聯合会の「評決ハ戸長或ハ郡長」が施行すると規定されている。また、戸長の発案する議案とは別に但馬国聯合町村の利害に関する事件を県令へ建議しようとする議員があれば、過半数の同意を得たうえで聯合会の名義で建議することができた。

このころ但馬では飾磨県再置運動から派生した三丹置県請願や地租修正要求など、但馬全域に利害が及ぶ政治的課題が続出していた。これらのことが中学校維持聯合会を但馬国町村聯合会へ発展改組させた要因である。とはいえ新たに発足した但馬国町村聯合会でも議定される最大の案件は、依然として豊岡中学校の経費予算であった。

但馬国各町村聯合会の第一回会議は、一八八三年五月一七日から二一日にかけて豊岡で開かれた。出石郡からは今井甚兵衛・芦田婦一の二名が出席している。他の一名は欠席でその氏名は分からない。他に出石町組の戸長岡部久洋が竹島剛甫(豊岡)と共に発案者である戸長代表として出席している。

その後の但馬国町村聯合会の活動については明らかにし得ない。一八八九年(明治二二)の町村制施行によって戸長役場や他の聯合会と共に廃止された。

自由民権運動と 征韓論に破れて政府を離れた板桓退助らは、一八七四年(明治七)一月に「民撰議員設立建兵庫県の発足 白書」を左院に提出し、愛国公党を結成して国会の開設要求を主軸とする反政府運動を開始した。旧士族を中心に各地で政治結社が生まれ、これに地租の軽減を要求する富農層や知識人が加わって自由民権運動がしだいに広がりを見せてくる。

板桓らの国会開設要求に対しては、木戸孝允や加藤弘之らが官側を代表して民意の不成熟を理由に時期尚早論を唱えて反対の論陣を張るが、県会以下区会・町村会については、一八七三年一月に兵庫県令神田孝平が「民会議事章程」を制定、管内に布達して民会の設置を主導している。当時の兵庫県内(西撰五郡)の区・町村では、これに応じて一八七四年ごろから町村会・区会が開かれはじめ、一八七五年(明治八)五月三十一日

には県会という名称で区長会議が開かれている。そのころ兵庫県は大区・小区制ではなく、管内を一九区に分ける単純区制をとっていた。更に同年九月、兵庫県は「県會議員撰挙規則」を定めて各区一名の公選議員を選び、これらの者と区長とを合わせて県會議員とする官民混合の県会を開催し、一八七六年二月には議員の要請によって地租改正に関する臨時県会が開かれている。民会設置に関する神田の意図は、地租改正・学制の実施・徴兵など人民に一定の負担がかかる近代化のための諸措置を、できるだけ円滑に進めようとするところにあった。兵庫県に隣接する豊岡県でも民会設置の動きがあったとされるが、同年七月に兵庫県に併合された。

神田に代わって兵庫県権令に任命された森岡昌純は、同年一二月に「議事章程」と「會議節目」を改定し、翌一八七七年九月に県会仮規則を制定布達して新県会の開設準備に入るが、開設が延期されているうちに三新法の公布を迎えた。三新法のうちの一つである府県会規則によって、全府県統一して府県会が設置されることになったのである。

新しい兵庫県会は公選議員七四名で構成され、出石郡の定員は二名とされた。出石郡の選挙は一八七九年（明治一二）三月に行なわれ、橋本正隆（口赤花村）と宇野文右衛門（香住村）が選出された。選挙権は二〇歳以上の男子で一定額以上の地租を納める者に制限されており、兩人の居住地の周辺は郡内で有資格者の最も多い地域であった。定員二名のうち二年ごとに一名の改選が行なわれ、一八八〇年一月に抽籤で橋本が辞職、改選の結果今田禎次郎（中山村）が選ばれている。

その後、一八九六年（明治二九）に府県制が施行され、出石郡の定員は一名に減員されるが、それまでの出

石郡選出議員の氏名・居住地・族籍は次のとおりである（『兵庫県会史』第一輯）。

橋本正隆（口赤花村平民） 宇野文右衛門（香住村平民） 今田禎次郎（中山村平民） 本間果（口小野村士族） 今井

甚兵衛（畑山村平民） 芦田帰一（出石八木町平民） 平尾源太夫（森尾村平民） 平尾達治郎（神美村平民） 田辺文

治（神美村平民） 平尾庫一（神美村平民）

以上の一〇名のうち、旧藩士族は一八八三年（明治一六）二月から翌年一二月まで在職した本間果のみで、転職に追われる士族の地位の低下を物語っている。また、地域的にみれば山之内地区一名、下郷と町部一名の振り分けが貫かれている。

自由民権運動の 自由民権運動が但馬で展開されだしたのは他地区よりおくれ、一八八一年（明治一四）に入波及と回天社 って自由党結党の動きが表面化してからである。そのきっかけは、丹後地方で民権運動を

進めていた天橋義塾の小室信介・沢辺正修らの働きかけによるものであった。沢辺は旧宮津藩の士族で京都府会議員、小室は板垣らと行動を共にした小室信夫の婿養子で彼もまた宮津藩旧士族の出身である。小室信介は板垣系の新聞、大坂日報の社長・監事などを歴任し、沢辺と共に三丹地方における自由民権運動の中心的な役割を担っていた。彼らは湯島村の三宅総介・鯉江伝左衛門らを集めて自由民権を説き、一八八一年三月猶興社を結成させた。猶興社に参加したのは三宅・鯉江らの旅館主をはじめ、近隣の富有者や知識層が中心であった。同年四月三日から七日にかけて小室・沢辺らは湯島・豊岡・出石の三か所で自由懇親会を開き、国会の開設要求を中心に但馬における党派結成の必要性を力説したといわれる（『豊岡市史』）。そのあと、のちに自由党の副総裁となる中島信行を但馬に招いて四月二一日から湯島・豊岡・出石・八鹿・竹田・生野の

各地で自由懇親会を開いた。中島・沢辺らの一行は、岡部久洋（士族）の出迎えで四月二四日に出石に到着し、同日午後福成寺で開かれた出石郡自由懇親会に出席した。会場には八〇〇余人が集まり、駄菓子屋三軒が出店を開くほどの盛況振りで、中島・小室・沢辺・岡部などの演説に堂も崩れるばかりの拍手であったという（『大坂日報』）。中島らは同夜開かれた宴会の席上で、現地の岡部・谷野格・嶋村賛・芦田帰一らと自由改進黨の主義で団結する方法・順序などを協議し、翌日は八鹿に向かった。それには嶋村と芦田が同行したといわれる。

『大坂日報』は当時の出石の政治的情况を、「人心は豊岡に比すれば活潑にして進取の氣に富めり、然るに未だ専らに事に任ずるの人なきを以てや一団結のあるを見ず、只人人各自に進取を謀るのみ」と記しているが、中島の来遊を機に回天社が結成された。回天社の社則は、「自由改進黨ノ主義ヲ擴張シ」これによって「智識ヲ爆発シ」、「産業ヲ振起スル」とうたっている。社員八〇名余の投票で、社長には谷野孝、幹事には岡部久洋・芦田帰一の兩名が選ばれた。岡部は、同年九月に自由党の結党に先だつて結成された近畿自由党の会議に出席し、「卒先者的」な役割を果たしたといわれる（『大坂日報』）。

立憲改進黨

一八八一年（明治一四）一〇月、政府は参議の大隈重信を追放して詔勅を発し、憲法の制定と国会開設の時期を一八九〇年（明治二三）とする方針を決定した。これを機に自由民権運動も選挙

党の進出

を目標にして新たな段階を迎えることになった。野に下つた大隈重信も一八八二年三月に立憲改進黨を結成して民権運動に加わり、立憲君主制を主張して政党活動を開始する。政府は、同年六月に「集会条例」を改正してこれらの民権運動の抑圧体制を強化した。このころから自由党系一色で進められてきた但馬の民権運

動も微妙な変化をみせ始めている。

ことに出石では、桜井勉が大隈系の官僚とみなされており、更に旧出石藩士の青木匡が改進黨系の東京府會議員として活躍していたこともあって、同党の影響がしだいに強まっていた。とくに青木は尾崎行雄らと共に改進黨の代表的な論客であり、一八八三年以降出石にもたびたび帰郷して政談会を開いている。

岡部らが参加した近畿自由党は、一八八二年二月に立憲政党と名称を変え、中島信行を総理に迎えた。小室信介が同月但馬の遊説に向かうが、このときは出石を避けている。中島の遊説を機に設立された回天社も、同年四月に結成された但馬自由党の創立には参加していない。回天社の中心人物であった岡部は、一八八二年に出石町組の戸長に就任し、その政治姿勢を穩健な改進黨寄りに変えていったことが想像される。

ややあとのことになるが、一八八九年（明治三二）一〇月に出石で大同派の演説会が開かれたとき、出石の町民は冷ややかな反応しか示さなかったといわれる。神戸新聞はこの状況を「実に出石の人士は何れも改進黨の何たるを知り」、「彼ら（大同派）の詭弁に満着さることなきは記者の保証する処なり」と報じている。岡部は後で述べるように初代の出石町長に就任するが、後年改進黨系の人物とみなされており、桜井勉が立場を替えて自由党から代議士に出馬したときも選挙運動に従事した形跡は全くみられない。岡部はその前後に町長を辞して出石を離れて、養父郡に転居し、一八九九年（明治三三）九月から一九一〇年（明治四三）六月まで伊佐村の村長を勤めていた。桜井が代議士に出馬するまで、出石は但馬における改進黨の牙城であった。この地盤・伝統が、後年齋藤隆夫に引き継がれていったとみることができよう。

第六節 秩禄処分と士族授産

「藩制」布告によ、府県の改置によって新しい豊岡県庁の執務機構が整うと、元出石県庁の士卒は出仕を停る家禄の再削減
止され、新県官員に登用されたごく少数の者以外はすべてその職を免ぜられた。それ以後は豊岡県貴族士族として旧藩最末期の家禄のみが政府から支給されることになる。出石藩士卒の家禄は一

八六九年（明治二）末の禄制の改革により、最高二〇石に削減されたことは前章で述べたが、更に一八七〇年九月、政府は「藩制」を布告して、各藩の財政運営に対して更に厳しい制約を課した。出石藩はこの政府指示に忠実に従い、再度士卒家禄の改正（削減）を実施した。このときの改正禄高が廃藩後に引き継がれ、後に実施される秩禄処分の基礎になったため、旧藩士卒に不利益を招いたとして問題を残すことになった。

布告の内容は各藩実収から一割を知事の家禄に充て、更に残余の額の一割を軍資（半額は海軍の軍資として政府に上納）に充当するように枠をはめ、その残額で公廨入費（行政経費）と士卒の家禄を賄うように指示したものであった。更に公廨入費と士卒の家禄はせいぜい節減して軍用に蓄えておくようつけ加え、更に藩債の処理については、支消（返還）年限の用途を立てて、軍資以外の知事家禄・士卒家禄・公廨入費に分賦して償却するよう指示している。出石藩では藩の実収が一万五〇〇〇石見込まれたとして、知事家禄が一五〇〇

石、軍資が一三五〇石(うち半額は海軍資として政府に上納)、残りの一万二二五〇石が公廩入費と藩士卒の禄に充てられることになる。出石廃藩直後に作成されたと考えられる『元出石県士族卒定禄簿』によって家禄削減の実状をみておこう。

この文書に記載された旧出石藩士卒は、士族二五八名・卒四〇七名計六六五名で、これが廃藩時の出石藩士卒の総人員とみてよいであろう。士族の禄高別内訳は二〇石の者が堀田反爾以下一〇〇名、一六石の者が西川富次郎以下七八名、一二石の者が山崎麓以下六四名、他に復籍者として三人扶持^{ぶち}二名・一人扶持^{ぶち}四名が追記されている。卒の内訳は九石の者が六四名、一人扶持^{ぶち}の復籍卒五名、二石の郷卒三三六名、ほかに禄高記載のない復籍郷卒二名となっている。この改正によって、士族では一八六九年(明治二)の禄制改革時に設けられていた一八石・一四石・一三石・一〇石の定禄が消滅し、それぞれ一六石・一二石の定禄に整理されて、卒ではもと侍身分であった者が九石、足軽身分の者がすべて二石の郷卒となっている。改正によってそれまでの家禄より増石された者も小人数あった。これは旧家禄に加えて改正時の職俸等が加算されたからであろう。家禄全体ではほぼ四分の一の禄高が削減され、『明治初期財政経済史料集成』所収の「族禄処分一覧表並例言」の記載によると、出石藩では藩主の家禄を合わせた家禄の総高は藩制布告後の削減によって九〇六八石から六七〇九石になり、二三五〇石余が減石されている。この藩制布告による家禄の削減は全国各藩共通に実施されており、豊岡藩では七〇四石、村岡藩では一〇四石が減石されている。この両藩に比べると、旧所領の石高からみて出石藩の削減率は際だって大きい。藩負債の多さを物語るものであろう。再削減後の出石藩士卒家禄の総石高は、およそ五三〇〇石でそのなから更に藩債支消充当額として九石以上

の者の家禄から一定の額を差し引いている。すなわち二〇石の家禄に対しては一石、一六石の家禄に対しては八斗、一二石の家禄に対しては三斗六升、九石の家禄に対しては二斗二升五合が、それぞれの家禄から藩債支消引として差し引かれているのである。この藩債支消引は、出石廃梟後、豊岡県から下付される家禄にも踏襲され、旧出石藩士族の不满としてあとあとまで尾を引くことになった。

高山貞は『出石物語』（一九七三年〔昭和四八〕刊）のなかでこうした家禄の削減は、桜井勉など当時要職にあった人たちが政府に気がねした結果であるとして、後の出石衰退の原因の一つにあげている。それというのも仙石騒動による減知で分不相応の多勢の家臣と負債をかかえることになったため、士卒全体の生計を考慮すると上級士族ほど大幅に家禄の削減を実施せざるを得なくなったからである。その結果上級士族に対する秩禄公債の支給額が低額になり、廃藩後の産業展開に必要な資本の蓄積が不十分になったということはできよう。旧村岡藩主は、藩債支消分として実施する禄高の削減は藩主が負担するので士卒に及ぼさないよう政府に嘆願書を提出している。

なお、世襲の卒（出石藩でいう郷卒を含む）も、一九七四年（明治五）正月二九日の政府布告で士族に編入されている。

士族の帰農商
と家禄奉還

旧藩時代に家禄の削減が行なわれていたとはいえ、廃藩置県以後、全国の旧士卒に支払われる秩禄ちゆうくの額は政府歳出額の三分の一近くを占めていた。近代国家の確立を急ぐ政府としては一日も早くこの支給を打ち切り、その経費を軍事・産業などの近代化へ振り向けることが必要であった。一九七九年（明治二）の禄制改革や一九八〇年の「藩制」による家禄の削減はその準備的措置といえるが、廃

藩後に支給される家禄は一種の失業手当であり、その一方的な打ち切りについては、社会不安を増幅するおそれがあるので慎重な配慮が必要であった。このため政府は、一九八一年（明治四）から段階的に秩禄処分を進め、一八七六年（明治九）に金禄公債証書発行条例を公布して、全面的に家禄支給の打ち切りを実現した。

その経過と旧出石藩士卒の対応をみてみよう。

秩禄処分が最初に実施されたのは、廃藩置県が行なわれた一八七一年（明治四）で、政府は旧士卒が農・商を営んだりそれに従事することを認めると共に、帰農商者が望めばその資金として家禄の五年分を、一部を現金、一部を公債で一時に下付することを決めている。この帰農商資金の下付の願い出は、出石県廃止直後の同年一月二〇日付で打ち切られるが、旧出石藩士が願い出たかどうかは不明である。願い出が認められていた期間は、おおむね出石県が設置されていた時期に当たり、旧藩士からの帰農商資金の下付願い出は出石県を経由することになるが、『出石県日誌』にはそれに該当する記事は全く見られない。

帰農商資金の下付願い出をいったん打ち切ったあと、政府は一八七三年（明治六）一二月に改めて一〇〇石未満の者に限って家禄の奉還を許すこととし、奉還者には産業資金として家禄六か年分を一時に下賜することを布告した。奉還者には、六か年分の家禄を一八七三年の貢納石代相場で金額に換算して、半分は現金、半分は年八分の利息を付した公債証書で下付することとしたのである。なお下付した公債は三年目より七か年の間に抽選で順次現金に引き替えることにした。返還に当たっては、家禄二〇石のうち一〇石を返還するというような家禄の一部奉還も認めた。その後一八七四年（明治七）一月には一〇〇石以上の者の奉還も認めている。

表 11 旧出石藩士卒の家禄高別分布と家禄奉還状況

区分		人員	全禄奉還者	部分奉還者	全禄未奉還者	家禄計	奉還家禄高	未奉還家禄高
階層(家禄別)		人	人	人	人	石	石	石
士族	家禄 20石	100	4	49	47	2,000	529	1,471
	家禄 16石	78	5	31	42	1,248	370	878
	家禄 12石	64	8	20	36	768	184	584
	3人扶持(復籍者)	1	1	0	0	6	6	0
	1人扶持(復籍者)	15	8	0	7	30	16	14
	計	258	26	100	132	4,052	1,105	2,947
卒	家禄 9石	64	5	13	46	576	82	494
	家禄 2石	339	148	0	191	678	296	382
	計	403	153	13	237	1,254	378	876
総計		661	179	113	369	5,306	1,483	3,823

旧出石藩士族の奉還実績は上表のとおりで、士族・卒の総員数六六一人のうち二九二人が家禄の全部又は一部を返還した。また奉還石高は藩士卒の家禄総計五三〇六石の二八パーセントに当たる一四八三石であった。全国の奉還比率より五パーセントほど高い。禄高でみると士族・卒とも奉還率はほぼ同じであるが、家禄二石の卒三三九名のうち一四八名が全禄を奉還しているのが目だっている。家禄五石以下の者には全額が現金で支払われたことにもよるが、それだけ生計の逼迫を物語っているといえよう。下級の者ほど全禄奉還者の比率は高い。なお、士族では復籍者を除く総員二四二名のうち約半数の一七七名が奉還に応じ、そのうち六三名が家禄の半分以上を返還している。また、全禄奉還者は一七名で一割に満たない。帰農商者やその投資を受け入れるべき出石の経済基盤が貧弱であったからであろう。未奉還の禄高については従前どおり家禄の支給が続けられた。

その後、一八七五年(明治八)九月に政府は布告を発して、家禄の米額による称呼を廃して金禄に改めた。一八七二年

(明治五)から一八七四年までの三か年の貢納石代相場をもつて金禄に換算することにしたのである。この布告による但馬地方の金禄石代相場は四円二銭四厘余と決められた。これで換算すると一〇石奉還者には、二四一円四〇銭余の金額が現金と公債証書各半々で下付されたことになる。また、家禄一〇石を奉還せずに保留した者に対しては年々四〇円余の金額が秩禄として支払われていたことになる。

この家禄奉還によって下付された資金は、農地や店舗の購入費・子弟の遊学資金に充てられたほか、当面の生活費として使われた場合も少なくなかったであろう。

商業に転じて成功した数少ない例として、金沢弥八郎の醤油製造販売業があるが、家禄二〇石のうち一〇石を返還している。おそらく奉還で得た一二〇円余の現金のほかに公債証書と旧藩時代からの居宅(内町)を処分して転業の資金としたものであろう。本町と宵田町に新しい居宅と店舗を構え、醸造場も設けている。

また、旧領下の村々に住居を移した者もあり、主なものを挙げると旧大参事の堀田反爾が奥小野村、本間果が口小野村、佐久間由豆流が片間村、草川辻が袴狭村にそれぞれ居住地を移している。このとき政府は、農業あるいは牧畜等を志願する者に対しては官林・田畑荒蕪こうぼの地を払い下げると共にその代価は公債証書で上納することを認めているが、出石における詳細は明らかにし得ない。前記の人たちが、その適用を受けて帰農したと思われるが、詳細は不明である。

いずれにせよこの段階では依然として未奉還家禄の支払いが続き、政府は禄税を免除するなどして奉還を奨励するが思うようにはかどらなかった。

金禄公債

の下付

政府は一八七五年(明治八)七月に家禄の奉還を差し止め、翌一八七六年八月に金禄公債証書發行条例を公布して家禄の支給に終止符を打った。毎年支払っていた家禄(未奉還)の代わりに金禄公債を下付することで秩禄処分を完了することにしたのである。支給する公債の金額は、本来の家禄高(金禄)に応じて合算年数を定め、それに未奉還家禄の額を乗じて得る額とした。合算年数は五年から一四年の間で禄の小さい者ほど多くし、公債利息も、五分から七分まで差をもうけて金額の少ないものほど高くした。公債は最高五〇〇〇円から最低五円までの九種類が発行され五円未満の金額については現金が交付されている。また利息は五月と一月に交付された。据置期間は五か年、そのあと三〇年間抽選で償還を続け、予定どおり一九〇六年(明治三九)四月に償還を完了している。

旧出石藩士卒に即していうと、禄高二〇石の士族の金禄は八〇円四八銭となり、その合算年数は一一・五か年分、全禄未奉還であれば九二五円の公債が下付されたことになる。また、最下級の二石の旧卒の金禄は八円四銭余りで合算年数は一四か年分、一一〇円の公債が下付された。なお公債の利息は、金禄元高一〇〇円未満の者に対してはすべて七分とされたので、旧出石藩士卒に下付された公債はすべてこの利率が適用されたことになる。

この秩禄処分、旧藩士卒の永久所得(家禄)が小額低率の公債による一時所得に変わり、その家計上の損失は大きかったといえよう。更に生計の逼迫や士族の商法で転業に失敗したりして公債が売りに出されることが多く、当然のように安値で買いたたかれることが多かった。一八七四年(明治七)八月二四日、大蔵省は家禄奉還によって下付した公債が安値で取り引きされるのを防ぐために、一〇〇円の公債が八〇円以下にな

る場合は政府が買い上げること達している。一八八三年（明治一六）一〇月に出石気多郡役所が調査作成した『兵庫県旧出石藩士族生計一覽表』でみると、出石・気多郡に居住している旧藩士族四五四戸のうち公債所持者は一五〇名に過ぎず、それも下付公債全額を所持している者は二八名で、そのほとんどが家禄二石の者である。

旧出石藩士族 旧出石藩士の秩禄^{ちゆうりく}処分では、金禄公債下付額の基礎となる家禄の高が「藩制」布告による家禄追給願 削減後のものが適用されたため、多くの士族が不満を抱いていた。しかし、いったん下付

を受けた後では法的根拠が乏しいため、その是正を訴え出る方途は全く閉ざされていたのである。同様の不満は全国各地の士族も同様で、国会においてもしばしば是正追給を求める論議が繰り返されていた。政府もこうした要求を全面的に無視することができず、一八九七年（明治三〇）一〇月、家禄賞典禄処分法を公布して、金禄公債処分の際に、その禄高に相当する給与を受けなかった者が、政府にその不足額の支給を願い出ることができるとした。

この法律に基づき、西山貞直外二六〇名の旧出石藩士族が、一八九八年（明治三一）九月二一日付で大蔵大臣松田正久あてに「家禄高錯誤訂正追給願」を提出している。その理由は、「明治三年（一八七〇）九月十日付公達の「藩制」施行により出石藩が決めた士卒の家禄は、藩債と藩造紙幣引換分賦額を必要以上に差引いたうえで決めたものであり、これは当時の藩吏が「模糊^{もこぼぼ}弥縫^{びほう}」の処分をなしたもので錯誤がある。明治四年の廃藩に際しても、この家禄の誤りが訂正されないまま新県から政府に進達された。この誤った家禄によって秩禄処分の給与を受けることになったので、その不足未済額を追給されたい」というものである。更に秩

禄処分以前の家禄給付についても、「明治五年四月十八日付の太政官達で、それまで実施されてきた旧藩債償却のための家禄差出方（藩債支償引）は免ぜられているにもかかわらず、当時の豊岡県は明治六年十二月まで支償引をつづけた」として、この分の追給も併せて願ひ出ている。

こうした追給願は全国で一二万件近く提出されたといわれるが、追給が実現したのは極めて稀であつた。旧出石藩士の追給願も、一九一五年（大正四）六月に「立藩中藩主カ其士卒ノ家禄ヲ削減シタル場合ニ於テ其改定禄高二相当スル公債証書ヲ付与セラレタルトキハ其给与ニ不足アリト云フコトヲ得ス」として退けられている。

転職士族の 出石県が廃止されて六〇〇人を越える旧藩の士卒が職を失ひ、それぞれが自分の才覚で新し

職業と生計

い生計の方途を探ることになつたが、その前途は極めて多難であつた。

家禄九石のある士族は、鋳物師町（現宵田区）で製造されていた出石鍋を旧領下の村々に売り歩いて食いつなぎ、ついに行商先の美含郡香住村に定住した。また、新県の巡査から官員に昇格した家禄一二石の士族は、豊岡でいったん醬油の製造販売に手をつけたものの、間もなく行き詰まり、官員に逆もどりして丹後国加悦村の戸長に任命されている。また、ほかの士族の転業資金借財の請け判に依じて、秩禄処分で得た金禄公債のすべてを手離した者もあつたといわれる。居宅を処分したり、秩禄処分によって下付された金禄公債を売却して十分な転業資金が得られる階層は限られていたし、仮に資金を調達できたとしても、古くからの商工業者のなかに割り込んで武家の商法を成功させることは容易ではなかつた。廃藩以後、出石の経済圏は旧藩領域から出石郡域内に必然的に狭まりつつあつたし、更に一八七六年（明治九）の大火が重なつて産業の新展



写真 47 『兵庫県旧出石藩士族生計一覽表』

開も期待できない状況で、出石の経済力は士族の転業を受け入れる力を欠いていたのである。一八八三年(明治一六)一〇月に、出石気多郡役所が調査作成した『兵庫県旧出石藩士族生計一覽表』によって、旧出石藩士族の転職の実態と生計の状況をみておこう。

この調査は、当時出石気多両郡内に居住していた旧藩士族を対象にして実施されたもので、本人の申告をもとにして作成された。その申告書の一部が先述の小幡家に所蔵されている。

調査の対象になった士族は四五四名(世帯)である。先に一八七一年(明治四)の『出石藩士卒定禄簿』に記載された士卒総数六六一人から二〇〇人余を減じている。この減少分は、廃藩後一八八三年(明治一六)までに出石を離れた士族の数とみることができる。家族を含めると一〇〇〇人に近い人たちが生活の本拠を他の土地に移していたことになる。

この『一覽表』は、各士族をそれぞれ生計上等・生計中等・生計下等・生計無等の四つの等級に区分し、各人の職業・旧禄米高・改正禄米高・秩禄処分による公債高・現在財産・現在歳入(年間)・家族人数を記している。等級分けの基準は、現在歳入額(財産収入と当時の職業から得た収入を合した年取額)を家族数で除した額が五〇円以上の者を生計上等、五〇円未満二〇円以上の者を生計中等、二〇円未満の者を生計下等、歳入皆無か負債が歳入を上回る者を生計無等としたものと思われる。『一覽表』に記載された等級別・

職業別の人数は表12のとおりである。

『一覽表』に記載された職業は無職を含めて三五種ある。そのなかで人数の最も多いのは「雑業」の一四三名であるが、これらの人たちが従事した仕事の具体的な内容はよく分からない。おそらく手伝いなどをし、季節ごとに職種を変えていたものと思われる。雑業が多いのは、旧出石藩士族の不安定な生活状況をよく示すものといえよう。旧二石の元郷卒と呼ばれる下級の士族が大半を占めており、生計上等に位置づけられている者は皆無である。

次に多いのが農業（八三名）・商業（七七名）で、生計上等の者はいてもその数は極めて少ない。醤油の製造販売に転じた金沢・砂治の両家は商業に分類されていて、いずれも生計上等である。

職人に転じた者は郷卒出身者が圧倒的に多く、そのほとんどが生計下等で、職種は多岐にわたっている。これは旧藩時代に、生計を維持するために身につけていた技術にかかわる職種に就いたものと思われる。士族授産の柱とされた陶器職が一二名と意外に少ないのは、調査時が不況のまただ中で、士族授産として新展開を図ろうとした出石焼が最初の危機に当面していたからである。陶器職として記載されている人たちの生計区分もすべて下等である。

その他官員・巡査が合わせて三〇名、小学訓導など教職従事者が二五名いて、元の家禄からみると上級の士族が多い。生計の程度も全体からみれば上位に位置している。生計上等に格付けされた者の職業をみると、官員・教員・医師・銀行役員等の比率が高く、実業の展開が不十分であったことをうかがわせてもいる。なお、生計上等者のなかに郷卒出身（家禄二石）の瓦職一人（一七歳）^{かわ}があげられているが、独身で家族がいなか

第2章 近代社会への歩み

表 12 旧出石藩士族の廃藩後の職業と生計 (1883年〔明治16〕10月調査) (単位:人)

	生計上等	生計中等	生計下等	無 等	計
官 員 査	6	12	(1) 4 (3) 8		(1) 22 (3) 8
学 務 委 員 導	1	1	1		3
小 学 訓 導 員	1	11	2		12
小 学 教 助 員	1	2	3		6
小 学 補 助 員		1	(1) 2		(1) 3
中 学 教 員		1			1
教 官 掌 職	1		2		3
神 詞 教 導	1		2		3
神 詞 教 導			2		2
医 行 役 師 員	4	2	1		1
銀 行 役 師 員	2		2		8
工 鍛 鍛 職 業 工 職		(1) 1 (1) 1	(8) 9	1	(9) 11 (1) 1
冶 工 職 工 職			(2) 4		(2) 4
大 工 職 工 職			1 1 (3) 3		1 1 (3) 3
木 左 官 根 職 職		(1) 1	(2) 2 (1) 1 (1) 1		(3) 3 (1) 1 (1) 1
瓦 傘 職 職	(1) 1		(1) 1		(1) 1 (1) 1
陶 器 職 職			1		1
染 物 立 職 職		(1) 1	(8) 12		(8) 12
仕 立 職 職		(1) 1	(1) 1		(1) 1 (1) 1
商 宿 業 屋 業	(1) 5	(13) 23	(32) 45 1	(1) 4	(47) 77 1
農 業 業	(1) 1	(13) 19	(56) 60	(3) 3	(73) 83
木 力 挽 役 備 業		(1) 1	(1) 1 (5) 5	(2) 2 (2) 3	(1) 1 (8) 8 (2) 3
日 雜 業 業		(4) 20	(77) 106	(10) 17	(91) 143
記 載 な し 職	1		(1) 1 (3) 9	(4) 11	(1) 1 (7) 21
計	(3) 25	(35) 97	(206) 291	(22) 41	(266) 454

備考 () 内に家禄2石の郷卒出身者を内数で示した。

ったからである。ほかに郷卒出身者で生計上等に格付けされている者が農業と商業に各一名いる。生計中等者の三分の一を郷卒出身の者が占めていることと合わせて考えると、廃藩から一〇年余を経て、旧藩時代の階層秩序が除々にではあるがくずれつつあった、ということができよう。

この調査の対象になった士族のなかで収入が最も多いのは医師の百瀬良岱で、土地株券などによる財産収入が三五〇円、医業の収入が一〇四九円となっている。百瀬は、士族授産事業として展開を図ろうとした出石焼の盈進社が、一八七六年（明治九）の大火で危機に陥っていたとき、肥前から指導者として招いた柴田善平が出石に滞留できるように尽力したといわれる。

なお、この調査表に記載されていない移住士族は、荒木・酒勾・桜井などの上級士族が多い。このうち荒木家は、家卒を含めて一族が北海道に移住し、開拓に従事したと伝えられている。

明治九年の 県庁が豊岡に設置されて、出石が停滞の兆しをみせはじめていたころ、それに追い討ちをか
出石大火事 けるように、大きな災厄が出石の町を見舞った。

一八七六年（明治九）三月二六日の夕刻、入佐町の一角に発した火が、折からの強風に煽られて連たんする人家を襲い、またたく間に大川（旧出石川）以東の市街を焼き尽くしてしまったのである。岩鼻に独居する旧藩卒が泥酔して鯛を焼いた火の後始末を怠っていたところへ、強風が吹き込んだのが火災の原因であった。

二、三時間のうちに谷山・伊木・材木・東条・入佐・魚屋・内町・本町・宵田・鉄炮・川原・柳・田結庄の各町と水上村の一部を焼き払い、その盛時には、書冊が燃えながら風のために吹き飛ばされ、火のかたまりとなつて和田山を越え、出石神社中門付近に落下してきたという。また、町北の和田山一山が「樹々皆火ヲ

噴キ炬火ヲ列スルカ如シ」というありさまで、午後九時ごろに火勢は激烈を極め、遠く宮津の市街からも西南の空に燭光が認められたとも伝えている。

当時の井上淳戸長の報告では、この火災の被害を延焼町数一四、全焼戸数九六六、半焼戸数五、焼死人五、負傷人一四と記し、ほかに家以外の被害について神社・仏堂など三九、土蔵二九〇、部屋一八六、物置及び水車小屋九七、掲示場一、橋の全焼三、同半焼四と付記している。官衙、商業の中心部を含んで町の三分の二が焼失するという、出石城下成立後最大の火災であった。火事の規模に比して死者が少なかったこと、川向こうの松ヶ枝町・馬場町それに小人町が風向きの関係で災厄を免れたことがせめてもの救いであった。被害者の救済活動、町の復旧活動の詳細については資料が欠除していて明らかにし得ないが、焼け出された人々はおそらく川西の地区や、町外の知己を頼って当面の起居の場を求めたことであろう。

大火の影響

大火を境に出石の町の人口も大きな減少をみせている。火災前の一八七三年（明治六）七月、豊岡県から陸軍省に進達した報告によると当時の出石の町の人口は六七九六人を数えていて、一八七九年（明治二）の『兵庫県統計概表』では、出石町の人口は五七九七人と一〇〇〇人も激減し、豊岡と肩を並べる程度に落ち込んでいる。一八七六年（明治九）の大火が、生活基盤を失っていた旧士族の出石離れに拍車をかけた結果であろう。下級士族の屋敷が集合していた鉄炮町が大火以後畑地と化し、住宅地として復活しなかったのはそのことを端的に示している。以後、昭和の初期まで出石町の人口は一貫して減少を続けた。

人口だけではなく、但馬における出石の経済的地位も低下した。商業活動の中心地が灰燼と帰した結果、豊岡への依存が強まり、それと共に江原・八鹿などが在郷町への商業機能の分散も速められることになった。

また、復興時の都市計画により、現在の内町周辺が城郭の域内から外され、新市街に編成されることになった。

士族授産事

明治政府は、富国強兵と殖産興業を進めることによって日本の近代化を図ろうとした。殖産興業の面では、官営企業の主導による鉱・工業の近代化と士族授産事業の育成が柱に据えら

れた。士族授産による産業の振興は、社会の安定を図るうえでも不可欠とされ、秩禄処分と併行して貸付金などによる政府資金の投入でその全国的な展開が図られると共に、秩禄処分を下付される金禄公債を資本とする銀行が各地で設置された。士族授産事業を資金的に支える狙いをもっていたのである。

出石では、桜井勉を中心にして、旧藩時代からの伝統をもつ生糸生産の近代化と士族による陶磁器（出石焼）の振興が図られ、士族銀行として第五十五国立銀行が設置された。出石焼については、一八七五年（明治八）に盈進社が結成され、松方デフレ以前の「一八七七年ごろ技術的に最盛期を迎え、『明治十年内国勸業博覧会出品解説』によると、当時の年間の生産額は四〇〇〇〇円に達していたとされるが、文化面との関連から第五章で詳細を述べる。

士族子女の富

岡製糸場派遣

一九七二年（明治五）、旧藩士族は協議のうえ、その子女二五人を群馬県に設置されたばかりの官営富岡製糸場へ送り、西洋方式による器械製糸の技術を習得させている。

富岡製糸場は、当時我が国の主要輸出品であった生糸の増産と品質向上を図るために設置された模範工場

で、生糸生産をそれまでの座繰りから器械による近代的な工場生産へ発展させようとする目的をもっていた。フランス人の技師を雇い入れ、その指導によって三〇〇釜がまを設置し、女工二一〇余人を配置して一八七二年一〇月に操業を開始した。操業に当たっては、府県を通じて各地へ工女の派遣を勧誘した。出石の旧士族は、廃藩後従事すべき産業の中軸に生糸関係の業務を考えていたからその募集に応じたのであろう。

一九三三年（昭和八）に郡是製糸株式会社から刊行された『三丹蠶業郷土史』には、このとき派遣された子女のうち一人、青山しまさんの思い出話を収録している。当時しまさんは七五歳で出石魚屋町に健在であった。富岡行き*の*いきさつ、製糸場での日常、帰郷後の活動を生き生きと語っているので再録しておく。

私の十四の時（しま女一九三三年七五歳、一四の時は一八七二年に当たる）みんなが上州へ製糸を習ひに行くといふことを聞いて、ほんの子供心から私も行って見たくなり、

「上州へ行きたい。上州へ行きたい。」

と口癖にいつてゐたら

「それほど行きたいのなら行くが好い。」

といつて、話をしてもらつて行くことになりました。男の人三人に連れられて、二十五人の娘たちは出石を出て長い旅に上りました。馴れない脚に草鞋わらじをはいて、ごさを負ひ、竹の皮の笠かさを冠り、白い布を巻いた竹の杖つえをついて、みんな順礼そっくりの姿でした。行くさきさきの宿屋といふのは皆以前出石の殿様の御宿で、一心講の看板のかゝつたうちばかりでした。男の人は親切でした。道中は草鞋喰くひの心配やら、宿へつけば脚に焼酎しょうちゆうを吹きかけたり、床についてからも夜中にまはつて来て布団をかけて下さつたり、それはそれは行届いたお世話をして下さいました。途中の旅費は、草鞋代から小使までみんな出してもらひました。道中に丁度三十日かゝりました。富岡について、その夜は宿屋に泊り、

翌朝製糸場に行きました。一人一人よび出されて色々なことを尋ねられ、筒袖つとせきに袴はかまの服を渡してもらひました。製糸の先生は西洋人で遠藤おこうさんといふ人でした。ことばは、ちっともわかりません。一々通辭がついてゐて、日本のことばに直してゐました。最初私に何だかわかんことを「ペラペラ」といはれました。

「あなたは親があるか。」

と尋ねられたのだと通辭の人がいはれたので、私が

「ありません。」

と答へると、通辭から聞いてまた「ペラペラ」といはれました。通辭が

「それはかはいそうなことだ。」

といはれたのだと話されました。

その夜宿へ行ってみると、連れて来た男の人はみんな帰ってしまっていました。あとで聞くと

「いつまでもぐづぐづして居ると、連れて来た娘たちの中には、急に里心が出てついて帰るといふものが出来るかも知れない。娘たちに黙って帰るのはよくないけれど直ただに立たって帰ります。どうか一生懸命に勉強せよといつておいて下さい。」

と製糸場の人へことづけがあつたのでした。

二十五人はなればなれになつて、それぞれお部屋へわけられました。(中略) こゝへ六年ゐましたが別に稽古けいこがえらいつとも、つとめがつらいとも思ひませんでした。毎日六時から十二時まで仕事をして、十二時から三時まででは休み、三時から六時まで仕事をするのでした。(中略)

一週間に一度はどんたく(休日)があり、土用と寒に三十日づつの休みがありました。よみかきでもお針でも習はうと思へば、立派な先生がゐて、いくらでも習へました。病氣になれば立派なお医者にかけてもらひました。時々芝居や

花見にも連れて行ってもらひ、すべてお手当はたいへん宜よろしいございましたけれど、食物はお粗末で、私たちは自分で漬物を作って御飯ごはんだけ貰もらって食べたりしてゐました。給料は初め一ヶ月九十銭、それから一円五十銭、三元、しまひには四円五十銭もらひました。

時々東京から桜井さん(旧出石藩士、当時内務省地誌局(理)長)が来られて、出石から来てゐる者を慰めたり励ましたりして下さいました。出石の大火事(一八七六年(明治九))の時にはみんなお金を出し合ってお見舞を送りました。

帰りには出石から杉本さんが迎へに来て下さいました。途中で東京の桜井さんのところへ十五日逗留とゆうりゅうをし、桜井さんの馬車に乗って東京見物をさせてもらひました。東京から神戸まで汽船で帰り神戸からまた歩きました。二十五人がみんな丈夫で打揃うちそろって帰ることができました。出石につくとまづ役場へつれて行かれ、みんなから「おめでたうございしました。」「おめでたうございしました。」「お祝ひしてもらひました。」とお祝ひしてもらひました。

富岡から帰って、しばらく家に居ましたが、やがて二十五人のうち十二人は久斗へ、十三人は赤花へ行くことになりました。私は久斗へ行つた方で、久斗は五十人取で間中さん(旧出石藩士)が場長で私たちが教婦でした。それから私たちは但馬・丹波・丹後などへ製糸を教へに行きました。

こうして出石に帰つた子女が器械製糸の教婦として職務についた。

久斗は、気多郡久斗村にあった兵庫県営の模範製糸場のことで、一八八〇年(明治一三)、出石・豊岡・村岡の旧三藩士族が連合して設置した拡産社に払い下げられた。富岡への工女の派遣も拡産社の設置も桜井勉の主導によるもので、しま女の談話からも桜井が彼女たちに大きな期待を寄せていたことがうかがえる。彼女たちの帰郷は、久斗の模範製糸場の設置が決まってから取り計らわれたものであろう。

同じく赤花は一八七四年(明治七)、橋本竜一が出石郡赤花村に開設した関西最初の器械製糸場で、当初は

洋式の水車を使って動力としたが、富岡帰りの工女が配属されてから汽力に改めた。久斗・赤花共に官営富岡製糸場の方式によって操業した。その後、三丹地方をはじめ県下各地で器械製糸が起こると、富岡帰りの二五人の工女と彼女たちによって養成された人々が招かれて各地に製糸の技術を伝えていった。現在の学制でいえば小学校を卒業したばかりの幼い子女が、当時の政府が意図した殖産興業の一翼を担い、その務めを立派に果たしたのである。

拡産社の 一八八〇年(明治一三)、出石・豊岡・村岡の三藩士族が拡産社を結成して、前述のとおり気多

製糸工場

郡久斗村で器械製糸場を経営した。この製糸場は、一八七七年(明治一〇)に兵庫県二番目の器

械製糸場として姫路大日磾に設置された民営の工場を、創立者の死去により兵庫県が一八七八年に債務と共に引き継いで県下の製糸模範工場としたものである。県はこの工場を気多郡久斗村に移し、一八七九年から操業を開始した。県が工場を久斗村に移したのは、出石藩が生糸の専売を実施したように、但馬地方の蚕糸業が古くから盛んであったことが第一の原因である。それに加えて富岡で器械製糸の技術を習得した士族子女がいたことも軽視できないであろう。この模範工場は、「四十八人取りの器械を設け、諸人に縦覧を許して器械の運転を知らしめ、県内製糸業改良の便を謀らん」としたもので、当初その成績は良好であった。県はこれを士族授産事業の経営に移すため、一八八〇年(明治一三)、三藩士族に貸与することにし、その受け皿として拡産社が結成されたものである。社長には出石の士族の子女を富岡に引卒した間中藤雄が就任した。拡産社は県から貸与された一万円の施設に加えて更に士族同志(社員)が醸出した九八八〇円の資金で工場の規模を拡張し、西陣織・丹後縮面ちりめんの織材として製品の販路を拡げ、年七分の配当を行なうなど順調な滑り

出しをみせていた。しかし、一八八二年(明治一五)の不況がその出ばなを折った。一八八四年(明治一七)九月の農商務省七等属高橋信貞の巡回復命書は、そのてん末を次のように述べている。

九斗村ニ一ノ製糸場アリ、拡産社ト曰フ、明治十一年起業基金一万円ヲ拝借シ県庁ノ創設スル所ナリ、器械ハ木製ニシテ釜数九十六個運転ニハ水車力ヲ用ヒ繰糸ニハ蒸汽ヲ用ヒ其大州中ニ甲タリ、明治十三年県庁之レヲ民業ニ移スヨリ豊岡・出石・村岡等ノ士族結合シテ此ノ事業ヲ継管スルニ至リ、即チ一株ヲ二十円トシ株ヲ州中ニ募リ続ケテコノ業ヲ維持セリ、現今ノ株主ハ出石郡ニ二百五十八・城崎郡ニ四百三十二・気多郡ニ五十一・七味郡ニ二百二十六・養父郡ニ五十七・朝来郡ニ七十株ニシテ合計九百九十四株金額一万余八千八百八十円ナリト雖モ全ク醸スル所ノ金員ハ九千九百四十円、之レニ拝借ノ官金一万円ヲ合セ合金一万余九千九百四十円ヲ以テ営業ス、其組織ハ豊岡・出石・村岡ノ旧三藩士族中ヨリ委員ヲ撰ミ社長及ビ会計等ノ事務ヲ分担シテ事ヲ処スルノ方法ナリ、当今ノ社長ハ出石藩ノ士族ニシテ間仲藤雄ト云ヘルモノナリキ、抑継続以來市場ノ不振洋銀ノ激変ハ予算ト齟齬シ損毛ヲ累ネタリトイフコトハ時運ノ然ラシムル所経世上亦免ルベカラザル所ナリ、然レモ尚淺資ノアルアリテ経営ヲ妨ゲズ、且間仲藤雄始委員等拮据奮勉經費ヲ省略シ業務ニ従事セルノ有様ナレバ世運ノ挽回ト共ニ曩年ノ損失ヲモ挽回スルニ至ルベシ、憾ラクハ本年の現業未タ起ラサルヲ以テ業務ノ如何ヲ実視スルヲ得サリン、

拡産社はその後社長以下の努力で経営の維持を図り、一八九一年(明治二四)には株式会社組織替えするが、退勢の挽回はならず、一八九三年前後に再度休業に陥った。一八九六年豊岡宝林銀行に抵当流れとなり、そのあと中江種造、白髭浅右衛門と所有者を転じて一九一二年(大正元)には郡是製糸株式会社に買収され、同社の江原工場となった(『豊岡市史』)。拡産社は運転資金の不足から不況を耐えることができず、ほかの多くの士族授産事業と同じ運命をたどったといえよう。

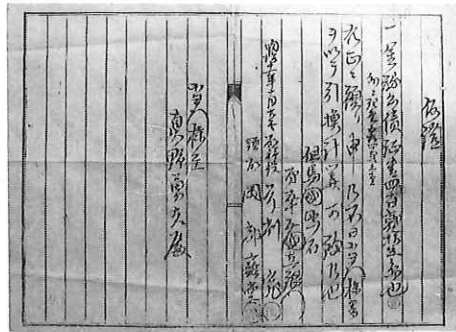


写真 48 第五十五国立銀行出資金秩禄公債預かり証

第五十五国立

一八七六年（明治九）八月、政府は国立銀行条例を

銀行の創立

改正して、秩禄処分によって下付される金禄公債

を出資金とする銀行創設の道を開いた。この結果全国各地で国立銀行が相次いで創立され、その数は一五三行に達している。これらの銀行に国立の名がつけられたのは、国の法律に基づいて設置し運営されるという意味からで、その実質は民間銀行であった。

出石での設立の動きは東京の旧出石藩出身在官者からはじまった。

『児山櫻井勉翁米壽賀集』によると、「大蔵省銀行次長」であった

山崎忠門が、出石にも秩禄処分下付される公債を保有する銀行創設の必要を唱え、桜井や第一銀行にいた近藤軌四郎も東京においてこ

れに賛同して出石在住の士族有力者にそのことを伝えたのがきっかけであったという。これに対して出石では竹村慶也や西山員直らが積極的に対応し、士族間の取りまとめに動いたが、資金の融通先や利殖の確保に自信が持てないために合意を得ることが困難であった。そこで桜井らは、竹村を銀行経営から外すことを決めると共に、旧藩主の書簡を得ることによって士族諸氏の合意を得ることに成功したという。桜井によれば、竹村の排除について「竹村、材あり、智あり、而してその人進取を好み、退守を顧みざる風」があつて、家禄維持の方法として創立する銀行の行員としては極めて危険な人物であるので、旧藩時代に会計を担当して高潔であつた岡部雅堂を社長にすることを決めたという。



写真 49 『国立銀行創立願』（但馬銀行出石支店蔵）

こうして一八七七年（明治一〇）一月二〇日付で田中義顕以下二四名の旧出石藩士族を發起人とする『国立銀行創立願』が兵庫県を經由して大蔵卿大隈重信あてに提出され、翌一八七八年三月六日付で認可された。その書面には金禄公債下付の日から九〇日以内に創立証書と銀行定款を差し出すよう指示すると共に、銀行名を第五十五銀行とするよう付記している。

創立証書と定款は同年九月一三日付で株主一同が調印して大蔵省へ提出され、同月二四日付で承認された。こうして第五十五国立銀行は出石の士族銀行として発足し、柳町に店舗を構えて一月一日に営業を開始した（一八八〇年〔明治一三〕田結庄町に新築移転。三月から九月の間に金禄公債も下付されたと思われる。資本金五万円、株式の額面五〇〇円で総計一〇〇〇株、株主数は一六三人、すべて旧藩士族であった。

士族銀行から 士族銀行として発足した五十五銀行は、一八八〇年（明治一〇）を過ぎるころから士族以外の町民や近隣地主の株所有が増加しはじめた。士族の他地区への移住、困窮にもなる換金等で株の売却が行なわれたからである。一八

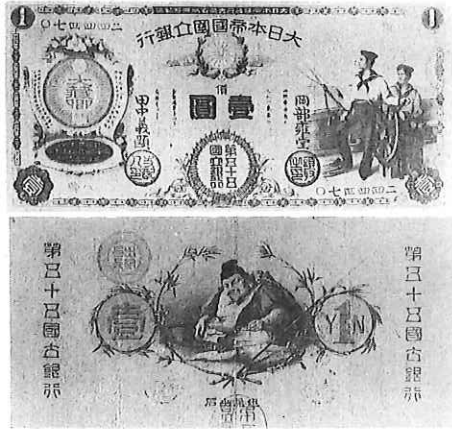


写真 50 第五十五国立銀行発行の老円紙幣
(但馬銀行出石支店蔵)

八九七年九月、満期前特別処分法で純然たる私立銀行となった。その後昭和初期の不況期に日高町の甲子銀行と合併し但馬銀行となった。

第五十五国立

銀行の業態

創設期のこの銀行の業務内容の概要を高嶋雅明氏の研究『明治前期における出石第五十五銀行の分析』大阪大学経済学第一六巻四号所載に基づいて述べておこう。

預貯金の受け入れ、貸付など通常の銀行業務のほかにこの時期特有の業務として各国立銀行札（紙幣）の発行があった。資本として提供された公債証書を抵当にして、それと同額の各国立銀行札の発行が認められていたのである。

八八年には、従来士族だけで占められていた役員に神美村の平尾源太夫が取締役として就任し、士族銀行から地主銀行へ変化をみせはじめている。一八九七年（明治三〇）に八万円に増資すると、最大の株主は養父郡口大屋村の鎌田三郎兵衛となり、次いで出石町の福富達三や前記の平尾などが大株主として経営の実権を握っていく。一六〇〇株のうち、士族の所有株は四〇七株で三分の一に満たない。同行株が大地主の投機対象となったこと、また鎌田・福富の登場は、同行が大屋―出石を結ぶ養蚕製糸とその取り引きにかかわりを深めたことを意味するものであろう。同行は一

このとき発行された第五十五国立銀行札は壹円(写真50)と五円(口絵写真3)の二種類で、総額四万円が発行された。札の図柄は全国共通で抵当公債の提出を待って政府から下付されたものである。こうした紙幣の増発がインフレーションを招いたのは当然で、一八八一年(明治一四)から松方財政と呼ばれるデフレ政策をとり紙幣整理に着手した。国立銀行条例を再度改正して一定の期間内に国立銀行札の消却を命じている。出石の国立銀行札も回収され、一八八六年(明治一九)六月四日に消却を完了している。

明治一〇年代にはこの第五十五国立銀行が法律に基づく但馬唯一の銀行であったので、大蔵省や兵庫県の為替方を拝名し一八八〇年には豊岡と村岡にそれぞれ出張所を開設している。

県の為替方としては、出石・気多・城崎・美舎・七美・二方の六郡の地方税金預かり方を拜命している。大蔵省が為替方も同一地域の指定を受けていたものと思われる。各季別の当行の運用可能資金の内訳は表13のとおりであるが、官公預金の占める比率は発行紙幣に次いで高い。官公金の取り扱いは当行の存立を支えた大きな要因であった。民間預金は各期を通じて官公預金を大きく下回るが、不況の影響が大きかった一八八二年(明治一五)の低下が目だっている。預金者別にみると、一八八一年以降になると預金残高で平民・会社等が士族より多くなり、年を追ってその差がひろがっていった。

資金の運用の推移は表14のとおりであるが、一八八三年から紙幣消却のための諸預金がはじまっている。公債の売買は各季共一〇〇〇円以内で、極めて小額である。当行公債の引受価格は創立時の「申合規則」では引受価格を額面一〇〇〇円につき七〇円としているが、この額がほぼ実勢価格で一八八七年(明治二〇)まで大きな変動はなかったようである。貸付業務中心は、陶器製造業・生糸取扱業者・地主に対する貸し付けで、

第6節 秩禄処分と士族授産

表 13 第五十五国立銀行の資金運用状況

(単位: 円)

項目 年	諸公債 証書	諸貸付金 合計	貸付 残高	期限週 回貸	当座 貸越	割引 手形	紙幣消却 諸預金	金銀有高	総使用 資本
12・上	62,449	17,413	14,892	500	2,020			14,124	96,783
13・上	65,997	22,741	16,793		5,947			14,352	110,989
14・上	66,126	21,626	12,760	2,228	6,437	200		11,805	105,794
14・下	66,335	24,858	16,927	612	6,719	600		22,444	117,661
15・上	66,632	36,688	28,997	174	6,497	1,020		16,816	123,703
15・下	67,082	36,101	25,875	1,671	6,885	1,670		19,065	127,460
16・下	66,980	27,662	16,343	1,024	7,294	3,000	10,500	12,537	129,086
17・上	67,517	31,360	21,475	620	7,764	1,500	11,008	7,944	120,803
17・下	67,906	34,327	25,421	240	8,665		11,508	16,455	134,647
18・上	68,193	30,808	21,641	240	8,927		12,018	17,049	132,011
18・下	69,501	26,767	17,089	1,911	7,756		12,582	32,265	146,604
19・上	69,709	24,950	14,721	1,766	8,462		13,021	19,579	134,595
19・下	69,164	23,664	13,679	1,747	8,237		14,110	16,853	141,771

備考 高嶋雅明「明治前期における出石第五十五国立銀行の分析」より。

表 14 運用可能資金の推移

(単位: 円)

項目 年	発行紙幣高	官公預金	民間諸預金	諸積立金	総使用資本	指数
12・上	40,000		3,988	0	96,783	100
13・上	40,000	8,727	1,601	593	110,989	115
14・上	40,000	2,952	2,219	1,328	105,794	109
14・下	40,000	17,987	2,213	1,713	117,661	122
15・上	40,000	6,631	1,558	2,108	123,703	127
15・下	40,000	14,145	1,594	2,510	127,460	132
16・下	40,000	23,412	3,130	3,670	129,086	133
17・上	39,676	8,438	3,693	4,852	120,803	125
17・下	39,133	22,627	5,043	5,896	134,647	139
18・上	38,671	21,731	7,255	6,967	132,011	136
18・下	38,255	35,193	7,673	7,997	146,604	151
19・上	37,692	19,617	8,321	9,069	134,595	139
19・下	37,176	26,322	10,874	10,744	141,771	146

備考 高嶋雅明「明治前期における出石第五十五国立銀行の分析」より。

産業資本の育成ということでは貧弱な役割しか果たせなかった。独得の工芸品として成長のきっかけをつかむかにみえた陶磁器(出石焼)の生産が、折からの不況に直面して思うようには伸び切れなかったからである。活況をみせつつあった出石における生糸取り引きに係ることによって、ようやく土族銀行を脱して本来の銀行に近づいていったといえよう。また、出石焼を陶磁器産業として今日まで存続させたことに對する役割も小なりとはいへあった。経営者(窯元)の交替が繰り返されたからである。兵庫県下の土族授産事業として取り組まれた陶磁器の製造は、出石焼のほかに姫路の東山焼や三田の青磁があるが早い時期に廃絶している。

農業改良 松方財政による紙幣整理不況で農産物価格が低落し、農村も深刻な不況に見舞われた。その對

の推進 策として農業や蚕糸業の近代化が政府の指導によって推進され、出石郡内でも三宅村の平尾在脩等の有力者が中心になって、施肥の強化・正条植・共同苗代等の普及が図られた。

一八八三年(明治一六)には、出石郡農談会や公立勸業会が設置され、気多郡と連合の勸業会も開かれて合理的な農法への転換が推進された。また、一八八五年には新農法の成果を農民に実地で示すために、出石郡の試植場附属田を設置し、一八八八年(明治二一)には改良稲作試験田を設置すると共に稲作改良教師を招聘している。更に一八八九年は各村に伝習生を置いて、改良稲作試験地を郡内三か所に設けている。蚕糸業では一八八七年に蚕糸業事務所に補助金を出して蚕糸共進会を開かせ、合同製糸場・合同養蚕場等にも補助金を交付することになっている。また、一八八九年には郡立の養蚕伝習所を設けて生徒三人を先進地の福島県に派遣し、その技術を学ばせている。一八九〇年にも蚕糸共進会を開いている。畜産面では一八八五年(明治一八)に牛市場組合規則を設けて取り引きの合理化を進め、一八八八年には種牡牛オシウ営業者に六〇円の補助を行

なっている。

この時期中央政府にあって稲作の改良とその普及を推進したのは、出石藩士出身の酒勾常明であった。酒勾は内村鑑三らと共に札幌農学校で学び、当時農林省農務局長の職にあって稲作改良の企画立案とその普及活動の原動力となった。酒勾は後年、大日本精糖の社長に転じたが、一九〇九年(明治四二)世にいう日糖疑獄事件が発生して自殺している。

通信・運輸 の諸施設

一八七一年(明治四)に官營の郵便制度が創設されると、但馬でも翌年に豊岡・出石・八鹿・生野に郵便役所、湯島他九か所に郵便取扱所が設置されて業務が開始された。出石―姫路間が郵便通送の一區間として設定され、旬日のうち三・六・九の日が出石発、二・五・八の日が姫路発の日と決められている。

なお、郵便役所は一八七五年(明治八)に郵便局と改称された。また一八八二年(明治一五)七月には、郵便局内に出石電信分局が設置され、全国主要地への電報の発信と受信ができるようになった。但馬では一八八一年一月の豊岡電信分局に次ぐ二番目の開局で、桜井勉が当時の兵庫県令森岡昌純に懇請して早期に実現したといわれる。

諸荷物の運搬については、宿駅・助郷制度の廃止にともない各地に陸運会社が設置されるが、豊岡県は一八七四年(明治七)一月に豊岡県陸運会社を発足させ、同年四月出石にも支社が置かれているが、その詳細は不明である。

第七節 地租改正と土地制度の変革

地租改正 廃藩置県のと、政府は引き続いて地租の改正に着手した。廃藩後、旧藩の税制がそのまま引のねらい き継がれたため、貢租の率や税の種類の違いが税負担の不均衡として残されていて、その解消

を図るために、全国均一の税制に統一することが廃藩置県後の国家的課題となっていたのである。また、一面では軍事・産業・教育などの近代化や旧士族に対する秩禄^{ちやく}の給付などに多額の経費を必要とし、その財源の安定的な確保も図らなければならなかった。このため地租改正は、税制の統一と合わせて税収の安定的確保をねらって実施された。

それまで石盛・検見^{けみ}によって一村単位に賦課してきた貢租は、この地租改正で地価を基準にした豊凶に影響されない地租に改められ、土地所有者に直接賦課する制度に変更された。地租改正事業は、一八七四年(明治七)からほぼ八年の歳月を要したが、そのほとんどは土地所有者と境界の確定・面積・地価の算定に費やされている。

地租改正における土地所有者の確定は、土地私有権の確立をとめない、それまでの領主支配を根幹とする封建的土地制度を否定して近代的な土地の私有制度を成立させた。この意味で、地租改正は単に税制の改革

のみにとどまらず、土地制度の面から近代資本主義の成立基盤を整えたといふことができよう。

田畑勝手作の許

明治政府による地租改正Ⅱ土地制度の改革は一八七一年（明治四）九月、田畑勝手作を許

可と市街地券

可して土地使用の制限を解除することからはじまった。次いで同年一二月東京府下の市

街地について武家地・町地の称を廃し、それぞれに地券を交付して地租を上納させる方針を決めた。そして、翌一八七二年正月に地券渡方規則を定めて地券の発行と地券に記載された地価の一〇〇分の二（まもなく一〇〇分の一に改正）の地券税を課すことを決め、全国の市街地に順次この規定を及ぼすことを指示した。

豊岡県では、そのあとに交付することが決まった郡村の壬申地券（じんしん）と併行して市街地地券の下付が進められ、出石の市街地については一八七三年（明治六）三月に地券の交付が行なわれている。地券の下付と地券税の納付によって、それまで藩有であった出石の武家地とその居宅の私有が確定する。所有権を得たのは出石県時代の士卒で、それぞれ当時の居宅とその敷地の私有が認められた。

豊岡県の一八七三年歳入皆済帳には、従来の地租（貢租）五万七千三百三十四円余と並んで地券税一二二六円余が記載されている。この地券税が、豊岡県内の市街地地租で、一八七三年から賦課をはじめたものと思われる。

土地売買の解

一八七二年（明治五）正月に、武家地・町地の処理を確定した政府は、続いて翌二月一五日

禁と壬申地券

土地永代売買の禁止を解き、同月二四日、市街地以外のすべての土地について売買譲渡が

行なわれるときには地券を交付することを決めた。更に七月四日、地券渡方規則を追加・改訂して、売買譲渡のあるなしにかかわらずすべての土地に地券を交付することを達した。地券の交付によって土地の私有権

を認め、地租改正の本格的準備に入ったのである。各府県はいっせいに地券の下付事務に着手する。このときに交付された地券は壬申地券（じんしん）と呼ばれ、券面には所有者・地番・地目・面積が所有者の申告に基づいて記載されることになっていた。

郡村の壬申地券は市街地地券と違い、課税とは直接に関係はなかったが、券面記載の地価から全国の地価総額が推計でき、政府としては必要税額を確保するための新しい地租税率を決める基礎資料となるものであった。

豊岡県では、地券掛を置いて同年八月ごろからその事務に着手し、大属以下一三名の職員に加えて各大区に一、二名の地券掛付属を置いた。第二大区（出石郡）では、区長の中山三郎が選ばれている。こうして体制を整えたりえて、豊岡県は管内の村々に対し、一〇月中に土地一筆ごとの取調帳と村絵図を添えて地券下付願を提出するように命じている。先に決まっていた市街地地券の交付も併行して処理したものとと思われる。

各村から提出される取調帳は所有者の申告に基づいて、村役人が土地境界と所有者を確定し、地価の調整を図りながら作成された。この取調帳を添えた下付願の提出をまって豊岡県地券掛の実地調査が行なわれた。下付願に関する村々の対応は、市街地地券の地価が地券税の基礎価格とされていたこともあって極めて慎重で警戒的であった。実際の取引価格の六、七割で届け出た事例もあって、豊岡県は戸長の心得を改めるよう通達を回付している。また、翌一八七三年（明治六）三月一五日付で「地券取調の最中につき芝居手踊など、たとい願い済み村々に候とも即今之所興行相成らず候」と通達している。地券下付願の提出が思うようにはかどらなかつたことを示すものであろう（『豊岡市史』）。一八七三年三月一六日付で、第二大区区長中山三郎は

郡内森尾村の大地主平尾源太夫に対し、「其許所持地当郡には別して数多有^{まこと}之候ニ付ては」、「地所支配人へよく申し聞かせ、村役人へ示談の上、實際至当の代価^{もつ}を以調、速かに地券頼み立て候様方寸尽力致さるべく候」と書状を送っている。村々が村外地主の権利確定をちゅうちよしていることをうかがわせ、これも下付願遅延理由の一つであった。この時期長砂村の一農民が良長家に質入れた土地について、村役人同道で再三期限の延長を申し出ている。一八七三年（明治六）二月から三月にかけて豊岡県庁から地券掛が出石の第二大区区会所へ出張して、提出された下付願の实地調査と未提出村々の督励に当たった。先の平尾源太夫あての区長書状もその指示によるものと思われる。申告地価額の調整と共に、村外地主の出作地・質入地等の権利の確定が難航したことを示すものである。第二大区では、豊岡県と区会所の厳しい督促によって三月中にはほぼ下付願の提出を終えたらしく、市街地と合わせて一八七三年三月付で地券の交付が行なわれている。

地租改正の実施 壬申^{じんしん}地券の発行などで地租改正の準備を進めた政府は、一八七三年（明治六）四月、地方官会議を開いて地租改正の方針を示し、その方法を審議させた。その結果、地券記載の地価に課税す

ることを可決し、同年七月太政官布告で地租改正条例を頒布し、大蔵省で地租改正施行規則・地方官心得書を定めて地租改正事業に着手した。

収穫量を標準に賦課してきた地租を地価に応じて課することによって税収の安定を図り、それまでの税収を下回らないように地租の額を地価の一〇〇分の三に定めたのである。また、物納を金納に改めることによって米価の変動による税収の低下を防ぎ、換金の手間を省いた。課税の基礎となる地価はおおまかにいえば、一か年の収穫から種肥代・租税を差し引いた収益を、その村従来の利息割合で得られる額とみなして資本還

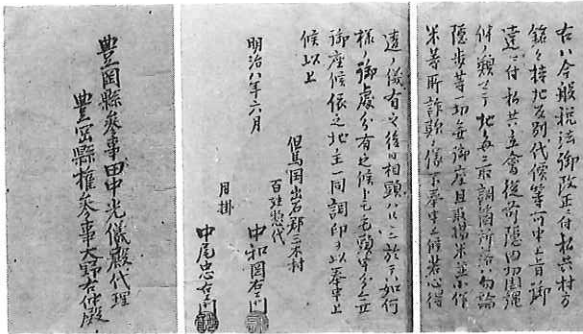


写真 51 『現地反別明細帳』の末尾(1875年〔明治8〕、中和岡右衛門氏蔵)

元した額とされた。一筆ごとの地価は、各地の田畑・宅地ごとに地位・地味及び交通の便否によって等級を設け、等級ごとに標準収穫高をもとにして一段歩の地価を算定してそれを一筆ごとに当てはめていく方法がとられた。このため地租改正事業は、各村による土地一筆ごとの地押測量と土地の等級別けからはじまった。壬申地券交付の際に提出された各村の取調帳は、本人の申告に基づくもので正確さを欠いていたからである。

壬申地券など地租改正以前の地券では、地価も売買価格とされていたのを前述の方法で算出するように改められ、地租改正による新地券の交付によってそれまでの地券は廃止された。

豊岡県の地 一八七四年(明治七)三月、豊岡県は各大区に地券下調

租改正事業 掛を置き、各村ごとに地主惣代人そうたいを選ぶよう指示して

地租改正事業に着手した。そして、九月には各村ごとに『田畑検見内

検帳』と『耕地絵図』を作るように指示している。土地の地押丈量(測

量)は各村々が実施すると定められ、測量能力のない村々は専門の測

量師を雇って同年暮れから翌年春にかけて実施した。旧出石藩士卒で

測量の心得のある者は、但馬各地の村々へ測量師として雇われている。

測量は三角測量で実施され、それが終わると村中で協議して土地の等

級別けを行なった。三木村では、一八七五年六月に『現地反別総計書

上帳』と『現地反別明細帳』を作成して、百姓惣代中和岡右衛門・用

掛中尾忠右衛門の連名で豊岡県に提出している。明細帳の末尾には、「私共村方銘々持地反別代価等申し上ぐ可き旨御達ニ付、私共立会従前隠田切開繩伸の類まで地毎に取調、箇所落は勿論隠歩等一切御座なく、且取揚米並小作米等所詐欺ノ儀申上奉らず候、若し心得違ノ儀有レ之後日相頭はるるに於ては、如何様の御処分有レ之候とも、毛頭申分無く御座候、これにより地主一同調印を以て申上奉り候」との文言を付記している。第二大区の村々も三木村と同様に同年六月ごろには地押を終えていたものと思われる。明細帳には一筆ごとに等級・収穫高・地価・持主名が記載されている。提出後間もなく県官吏・大区区长による実地測量検査が行なわれた。県官吏による実地調査は全土地のうち三割から四割を抽出して実施されたが、出石郡の詳細は明らかにし得ない。養父郡では一七か村、美含郡では三七か村が再調査を命じられた。「地租改正紀要」の旧豊岡県の部には最終的に「反別の増加少カラサリシ」と記している。

その後、同年八月に土地の丈量については六尺竿ざおを使用し、一反三〇〇坪とするよう地租改正事務局から通達があり、豊岡県は同年一〇月、この訂正を徹底するため豊岡の養源寺に大区の正副区长と小区の区戸長を集めて地券大会議を開いた。県はこのとき反別の増と合わせて各区ごとの収穫量の増量も指示した。財政需要を賄うため旧来の収入を減じないための措置であった。この押しつけに対し、但馬各地では反対の陳情や集会を企てる動きがあったが、結局は各村共、県の方針を受けざるを得なかった。第二大区(出石郡)では、他郡のように表立った抵抗を示す記録は見当たらない。財政窮乏に陥っていた藩治時代の重租と比べると、旧幕府領の村々と平均化することによっていくらかでも税負担が軽減されることになったからであろう。地租改正に当たって地価の根拠となる収穫高はすべて金額に換算され、豊岡県では米一石四円三九銭・大豆一

石四円二八銭・麦一石二円四六銭の穀価が用いられたが、それで換算すると一八五三年（嘉永六）の三木村の貢租総額は九五〇円余となり、一八八五年（明治一八）の同村地租額は三二〇円七銭一厘で半額以下に軽減されている。これは各地農民の抵抗によって地租が二分五厘に軽減されてからの税額であるが、これを三分にもどしても三八四円余であり、旧藩時代の貢租の半額にも満たない。村入用費やその後の地方税・学校費・衛生費などの負担金を加えても、三木村全体では大きな減租である。これは出石藩の貢租による収奪がいかにか大きかったかを物語るものであろう。

こうして豊岡県の田畑・宅地・市街地の地租改正は進められ、一八七六年（明治九）三月ごろには全県の改租が完了した。出石郡内で一村当たりの反当平均地価が最も高かったのは宮内村で五四円七銭六厘、最も低かったのは片間村二九円七三銭一厘であった。

出石の市街地については士族邸地の一〇〇坪平均地価が一円と定められ、豊岡・宮津・舞鶴・福知山より低額である。士族邸地以外の市街地は二五円で、他市街との比較は士族邸地の場合と同様である。地租改正で市街地としてあげられているのは、豊岡県管内では他に村岡・生野銀山町・峰山・篠山・柏原があり、出石より低額である。

これらの新租は一八七五年から適用され、一八七六年五月中に上納するよう命じられた。但し、同年に限り特別の事情があれば米納が認められ、第二大区の村々から米納願が提出されている。新地券は一八七七年になってから交付された。

なお、地租改正によって各村の境界整理も行なわれ、地租改正後作成された一八七七年の三木村地籍台帳

には、片間村から三木村に編入された土地がその旨を付記して記載されている。

また、同台帳には隣接の片間村居住者を除いて、三五筆(二町七反)所持の森尾村平尾源太夫を筆頭に一〇名余の村外地主が記載されている。その氏名は平尾源作(森尾村)・宇野文右衛門(番住村)・佐川与市右衛門(城崎郡豊岡町)・友田儀左衛門(城崎郡妙楽寺村)・赤木甚太夫(気多郡引野村)などで、三木村田地の約二割がこれらの村外地主によって占められている。これは、幕藩体制下の階層分化と土地所有の流動を示すもので、村内の田畑も中和・中尾・西谷の三家とその一族が大部分を所有している。

山林原野 山林原野の改租は、兵庫県に併合されたあと、一八七七年(明治一〇)に着手された。まず、従前の改租の来公有地(二村共有・教村入会)とされていた野山の官・民有を各村からの伺によって区分し、一

八七八年改租のための測量に着手した。そのうえで県係官の検査を経て土地一筆ごとの面積を確定し、郡で地等表の作成を命じた。地等表の作成に当たっては郡内で二、三の模範村を選定して村内の地等原案を作成し、各村はこの模範村を標準にして村内各地の等級を定める方式がとられた。出石郡内では片間・桐野・木村の三村が模範村に選ばれている。各村は教村を組み合わせた組合内で調整して等級を決定し、更に郡単位・国単位・全県単位で調整を重ねていって最終的な地等を決定し、各地の地価を定めていった。地等表決定に至る各段階に応じて村委員・組合委員・郡委員が選出され、これらの委員と戸長が地等表の作成を分担した。「中和家文書」によると、三木村委員は中尾吉郎右衛門・西谷礼三郎の二名、組合委員中和岡右衛門、郡委員野村伊助・西村助太夫、戸長佐久間由豆流で、これらの人たちが三木村地等の決定に直接のかかわりをもったことになる。出石郡の第一組は、鳥居・尾崎・森井・中谷・丸谷・大谷・三木・片間・福居・嶋・

長砂・水上・細見・荒木・福見の各村であった。出石郡では一八八〇年(明治一三)六月に郡段階の地等表の作成を終え、同年九月城崎で開催された但馬国地等会議で調整の結果、一等級下位に決定された。こうして但馬地方の山林改租は一八八一年六月に終了し、同年八月には新租の施行が令達された。算出された出石郡の山岳総面積は一万二三一六町余であった。『地租改正紀要』は、田畑・市街地・山林を合わせた改租で、旧豊岡県域において七万九一二九円の増租を実現したと記している。

『桐野村史』は、桐野村共有山について官民有区分伺の際に福富太郎左衛門外九名の名義で届け出て所有者もこれらの人たちの名義になっていたのを、後日に間違いが生ずるのを懸念し、一九〇〇年(明治三三)に桐野村名義に変更登記したことを記している。なお、一八八六年(明治一九)に「登記法」が公布され、地券制度は一八八九年(明治二二)三月で廃止された。

地租改正

地租改正事業が実施の段階に入った一八七四年(明治七)二月、租税権助に任じられていた出石と桜井勉

出身の桜井勉が、地租改正掛の兼務を命じられている。地理寮五等出仕(課長)として全国各府県の(旧)地租額を調査し、その一覧表を作成したのが地租改正の建議者である陸奥宗光や陸奥のあとを継いで租税頭に就いていた松方正義に認められて抜てきされたという(『見山櫻井勉翁米壽賀集』)。桜井は一八七五年地租改正局が設置されるとその五等出仕に補せられ、山陰・山陽両道に属する府県の地租改正を統括した。一八七五年七月から八月にかけて、地租改正事業の督励と視察を兼ねて豊岡・飾磨・小田・岡山・広島・北条・鳥取・島根の八県へ出張を命ぜられている。このとき出石に立ち寄り、陶磁器・製糸を軸にした出石地方の産業振興を土族に勧奨している。桜井は、その後も内務省地理局長・山林局長として事業の終了まで地

第7節 地租改正と土地制度の変革

租改正にかかわっていく。

後のことになるが、桜井が第二・第三回の総選挙に出馬して落選した原因には、桜井の指揮で実施された但馬地方の地租改正が農民の不評を買っていたからだとする説がある。